

西 歴 年 月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金 在 高 増 減	摘 要
八 月	三五〇		一、三三三、〇四一	倫敦ニ向ケ約五十萬磅ノ金ノ輸入ヲ促カシ金融市場ハ一時甚ダ緩慢ノ狀ニテアリシモ既ニシテ月末ニ近クニ從ヒ形勢稍變シテ英倫銀行ニ對スル金ノ供給モ一時杜絶セントスルモノノ如ク又對紙幣爲替ハ逆調トナリ獨逸方面ニ向ケ金ノ流出アリタルカ爲メニ資金ノ供金ハ月末ニ至ル迄可ナリ潤澤ヲ唱ヘタリシモ割引歩合ハ幾分引締氣味ナリ
九 月	四〇〇	九 月 十三日	四、四九二、五九九	英倫銀行ハ巨額ノ米金貨ノ紐育ニ向ケ失ヒタリ（紐育ハ之レ以外市場ニ於テモ多額ノ地金ヲ買入レタリ）月初ハ内地ヨリ資金ノ回收其他ノ原因ニ依リ米國向金ノ流出盛ナリシニ拘ラズ資金ノ供給ハ可ナリ潤澤ナリシカ上即金ノ輸出益盛ナラントスルヤ英倫銀行ハ其公定歩合ヲ四歩ニ引上ケタリ、其結果市中歩合モ亦引締リ月初三歩三厘八毛見當ニアリシニ俄然三歩九厘三毛ヲ引上ルニ至レリ其後金融ハ引締キ逼迫ノ狀ニアリシカ月ノ二十日ニ至リテハ四歩一厘二毛ニ騰貴シ爲メニ英倫銀行ノ割引高ハ著シキ増加ヲ來セリ

十 月	十一 月
五〇〇 六〇〇	六〇〇
十一日 十九日	
(-)	(+)
五、四七二、三三三	四、七三三、二九三
<p>英倫銀行ハ前來其金在高ヲ減少シツツアリ加フルニ埃及ニ對スル金ノ流出ハ豫想外ノ巨額ニ上ルヘキ模様アリ、於是乎全行ハ月ノ十一日ヲ以テ先ツ其公定歩合ヲ五歩ニ引上ケシニ其後僅ニ一週間ニシテ突如トシテ六歩ニ引上ケタリ其結果紐育爲替ヲ初メ巴里、伯林爲替モ亦齊シク騰貴ヲ告ケタリト雖モ英倫銀行ハ利子引上ケニ依リテ未タ其豫期ノ效果ヲ收ムルニ至ラズ依然トシテ埃及方面ニ對スル需要ノ爲メニ益々其準備ヲ減少シツツアリキ</p> <p>十月十一日ノ交ニ於ケル市中歩合ハ殆ンド英倫銀行歩合ト大差ナシト雖モ外國爲替市場ハ容易ニ順調ヲ呈セス月初尙ホ英倫銀行ハ埃及ニ向テ金ヲ輸出シタリ於是市場ハ再ヒ英倫銀行ノ利上ヲ豫想スルニ至リシ方此時ニ當リ佛國銀行ハ巨額ノ金ヲ數出シ其中幾分ハ重積之ヲ埃及ニ輸送シ英國ニ輸送セシ高ニ僅ニ百萬磅以上ニ達セシヲ以テ市中歩合ハ一時小緩ミシモ月ノ二十一日ニ至リアラツルニ向ケ約七十五萬磅ヲ輸出セルヤ市場ハ再ヒ緩戒ノ態度ニ出タリ然レトモ全月ヲ通シテ英倫銀行ニ於ケル金輸入ハ輸出ニ超過シ通貨ハ内地ヨリ回歸シ市場資金ノ供給ハ密日潤澤ノ觀アリキ然ルニ市中歩合ハ概シテ銀行歩合ニ接近シ容易ニ低落ノ氣勢ヲ示ハサリキ</p>	<p>十月十一日ノ交ニ於ケル市中歩合ハ殆ンド英倫銀行歩合ト大差ナシト雖モ外國爲替市場ハ容易ニ順調ヲ呈セス月初尙ホ英倫銀行ハ埃及ニ向テ金ヲ輸出シタリ於是市場ハ再ヒ英倫銀行ノ利上ヲ豫想スルニ至リシ方此時ニ當リ佛國銀行ハ巨額ノ金ヲ數出シ其中幾分ハ重積之ヲ埃及ニ輸送シ英國ニ輸送セシ高ニ僅ニ百萬磅以上ニ達セシヲ以テ市中歩合ハ一時小緩ミシモ月ノ二十一日ニ至リアラツルニ向ケ約七十五萬磅ヲ輸出セルヤ市場ハ再ヒ緩戒ノ態度ニ出タリ然レトモ全月ヲ通シテ英倫銀行ニ於ケル金輸入ハ輸出ニ超過シ通貨ハ内地ヨリ回歸シ市場資金ノ供給ハ密日潤澤ノ觀アリキ然ルニ市中歩合ハ概シテ銀行歩合ニ接近シ容易ニ低落ノ氣勢ヲ示ハサリキ</p>

坤 甲種第一號の二

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘
十二月	六〇〇		(-) 四二九八、六六六	<p>月初巴里ヨリ多額ノ金ヲ輸入シ來リ市場稍々緩和ノ氣味ナリシ カ月半後ハ南米及ヒ埃及ノ諸國ニ向テ金流出アリ爲メニ英倫銀 行ハ著シク其金在高増減シ市場亦引締リタリ</p>

七三三

紐育同盟銀行

日本銀行ノ調査ニ據リ
表中ニ割引歩合ハ紐育ニ於ケル英米付二三ケ月
拂商業手形ノ割引歩合ナリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘
千九百年 年首	四一、一五〇	一四三、四九六、九〇〇	
一月	四一、一五〇	一四三、二六五、六〇〇	
二月	四一、一五〇	一四三、一四一、四〇〇	
三月	四一、一五〇	一四三、一四一、四〇〇	
四月	四〇、一〇〇	一四三、一四一、四〇〇	

金融緩漫、資金ハ内地ヨリ回籠シ又政府ハ租稅收入金ヲ銀行ニ
預托シタル爲メ同盟銀行ノ準備増加セリ、前月中外國爲替ハ非
常ノ騰貴トナシ遂ニ現送點ニ達シ月半ニ至ルマテニ約千百萬弗
ノ金ヲ輸出シタリシモ本月ニ入リテハ下落ノ傾向ヲ生シ月半以
後ハ輸出全ク止ミタリ

金融ハ依然緩漫、同盟銀行ノ預金増加シタレトモ貸出非常ニ増
加シタル爲メ法定準備超過額ハ著シク減少シ金利ハ少シク引締
リタリ

月初金融稍々緊縮ノ傾向ヲ示セシモ後チ閣散トナリ同盟銀行ノ
準備ハ前月來著シク減少シツツアリシモ月末ニ至リ少シク良好
ニ向ヘリ

月中外國爲替ハ概シテ強硬ナリシカ一時際置シテ金ノ輸出(多
クハ巴里ニ向テ)見ルニ至リタリ然レトモ紐育市場ハ更ニ其影
響ヲ蒙ラス依然閑散ナリヘタリ、月中同盟銀行ハ預金ハ約四千
四百萬弗ヲ増加シ貸出ハ三千二百萬弗ヲ増加シテ結局準備ノ増

七三二

四層年月	割引歩合	金在高増減	摘
五月	三三〇—四〇〇	六、七六、二四〇〇	<p>加子告ケタリ</p> <p>金融ハ更ニ緩漫、利子歩合ハ低落セリ、月中同盟銀行ノ預金ハ約三千六百萬弗ヲ増加シ貸出ハ二千六百萬弗ヲ増加シ正貨ハ七百萬弗ヲ増加セリ、外國爲替ハ現送點ヲ往來セシカ月中約千萬弗ヲ輸出セリ</p> <p>市場ハ依然閑散、月ノ十四日頃ヨリ金ノ輸出始マリ約三百五十萬弗ヲ巴里ニ輸出シ後チ又四百萬弗ヲ海外ニ輸出セシカ其大部分ハ關逸ニ向テ輸送セルモノナリ、同盟銀行ノ預金ハ最初ノ二週中ニ約八百萬弗ヲ増加セシモ其後殆ト其金額ヲ失ヒタルカ故ニ結局僅ニ三十萬弗ヲ増加セシニ過キス又正貨ハ減少セリ</p> <p>對英爲替ハ概シテ鈍狀ヲ呈シ居リシモ英倫銀行カ月ノ十九日ヲ以テ利上ケテ決定スルヲ差着電信共ニ暴騰シ直チニ約二百萬弗ノ金ノ輸出アリタリ然レトモ金融ハ極メテ緩漫ニシテ長期貸付ノ外ニ資金ノ需要殆ト無シ、同盟銀行月末ノ貸出ヲ以テ前月末ノ夫レニ比スレハ約七百萬弗ノ減少ヲ示シ預金ハ四十萬弗ヲ減セシカ之ニ反シテ正貨ハ七十萬弗ヲ増加シタリ</p> <p>同盟銀行ノ貸付ハ非常ナル増加ヲナシ之ト共ニ預金モ亦殆ト同額ヲ増加セリ、準備ハ月ノ後半ニ於テ大ニ増加シ月半金輸出ノ</p>
六月	三三五—四〇〇	三、四八、一七〇〇	
七月	四〇〇—四五〇	七、七二、七九〇〇	
八月	四〇〇—四五〇	三、五〇、六九〇〇	

四層年月	割引歩合	金在高増減	摘
九月	四七五—五〇〇	七、七四、八〇〇〇	<p>爲ニ減少シタル額ヲ填充セリ</p> <p>月半ニ於テ貸出ハ未曾有ノ巨額ヲ示セシモ月ノ後半ニ於テ約八百萬弗ヲ減少シタリ又預金ハ政府カ銀行ヨリ預金ヲ引出シタルト通貨ノ内地ニ向テ放出シタルトノ原因ニ依リ減少シ隨テ準備ニ減少ヲ來シタリ(正貨ノ減少ハ約八百萬弗)</p> <p>金融ハ比較的緩漫、同盟銀行ノ預金ハ約四千萬弗ヲ減シタルニ貸出ハ二千四百萬弗ヲ減シタルニ過キス又準備ハ内地ニ向テ資金ノ放出アリタル等ノ爲ニ著シク減少シタリ、外國爲替ハ棉花輸出期ノコトトテ月初既ニ輸入點マテ低落シ月中紐育ニ到達シタル金ハ約三百萬弗アリ</p> <p>金融ハ可ナリ緩漫只月末ニ至リテ少シク引締リノ氣味アリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十日以後増加ノ傾向ニアリ之ト同時ニ貸出モ亦増加シタリ、月中同盟銀行ハ準備ニ於テ約九百萬弗ヲ増加シタリ</p> <p>資金ノ内地ニ向テ放出セント同盟銀行準備ノ減少トニ依リテ金融ハ月中概シテ緊縮ヲ呈シタリシモ月末ニ至リ稍々緩和セリ、同盟銀行ノ預金ハ最初ノ三週間ニ於テ殆ト二千六百萬弗ヲ減シタリシモ後チ内地ヨリ資金ノ回歸ト關庫支局ノ支拂金アリタルトニ由リ増加シ貸出ハ最初ノ四週中二千七百萬弗ヲ減セシモ最</p>
十月	四七五—五〇〇	一〇、三三、七〇〇〇	
十一月	四〇〇—四五〇	七、九六、一三〇〇	
十二月	四七五—五〇〇	五、一七、七三〇〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	備
千九百一一年 年首		二六一七、一八七、〇	末週ニ於テ五百萬弗ヲ増加シタリ、外國爲替ハ金融ノ繁忙スル トキ低落シ其緩和セシトキ騰貴セリ
一月	三、一五、(+) 歩合七	二、一、一、五、()	月中約八百萬弗ノ金ヲ海外ニ輸出セシト雖モ資金ノ内地ヨリ回 歸シタルカ爲ニ金融ハ緩和セリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ未嘗 有ノ巨額ニ達シ準備モ亦非常ニ増加シタリ、外國爲替ハ内地金 融ノ緩和ナルニ反シ外國市場ノ金利騰貴セル爲メ輸出點マテ騰 貴シ月ノ十七日頃ヨリ金ノ輸出始マリ其多クハ巴里ニ向ヘリ
二月	三、七、五、(+) 歩合七	一、一、三、三、五、()	同盟銀行ノ預金ハ非常ノ増加ヲナシ第一週ヨリ第四週マテ二四 千二百萬弗ヲ増加セシカ貸出モ亦同額ヲ増加セリ然ルニ正貨準 備ハ僅ニ六七萬弗ヲ増加シタルノミ
三月	三、五、〇、() 歩合七	七、三、七、七、〇、()	月中同盟銀行ノ貸出ハ二百六十萬弗ヲ増加シ預金ハ八百二十萬 弗ヲ減少シ準備ハ約九百萬弗ヲ減少セリ
四月	四、〇、〇、(+) 歩合七	五、八、七、〇、〇、()	同盟銀行ノ預金ノ減少ト共ニ貸出チ回収シタリ而シテ正貨準備 ハ月初ノ二週ハ減少ノ傾向アリシカ後ノ二週ニハ増加ノ一方ニ アツキ即チ前月三十日ト本月廿七日ト對稱スルニ五十九萬弗 ノ増加ナリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	備
五月	三、七、五、() 歩合七	五、九、七、八、()	月初金融界ハ株式市場ニ於ケル恐慌ノ影響ヲ受ケ第一週ニ於テ 貸出預金共ニ増加シタリシモ後チ兩者トモ減少ノ傾向ニアリ、 正貨ハ月中約二百萬弗ヲ減少セリ、巴里ニ於ケル露國公債募集 ノ爲ニ月中殆ト千萬弗ノ金ヲ歐洲ニ向ケ輸出セリ
六月	三、七、五、() 歩合七	八、八、七、八、〇、()	月中金融市場ハ概シテ繁忙、同盟銀行ノ預金ニ於テ約二千萬弗 ヲ増加セシモ貸出ニ於テ約二千六百萬弗ヲ増加シタルヲ以テ法 定準備超過額ニ於テ非常ノ減少ヲ當ケ正貨準備ニ於テハ月初漸 次減少ノ一方ニアリテ結局百八十八萬弗ヲ減少シタリ
七月	四、〇、〇、(+) 歩合七	六、六、九、六、()	金融市場ハ月初少シク緊縮ノ狀ヲ呈シタリシモ後チ緩和セリ、 同盟銀行ノ預金及貸出ハ共ニ月初三週間減少ノ一方ニアリシカ 後チ稍々恢復ノ傾向アリ而シテ法定準備超過額モ亦漸次増加シ 正貨ハ約千萬弗ヲ増加セリ
八月	四、五、〇、() 歩合七	二、一、二、九、八、〇、()	同盟銀行ノ預金ハ千二百萬弗以下ヲ増加シタルトモ貸出モ亦約 千七百萬弗ヲ増加シタルヲ以テ準備ハ約七百萬弗ヲ減シタリシ カ其中三百七十萬弗ハ正貨ナリキ
九月	四、七、五、(+) 歩合七	二、一、四、五、〇、()	大統領マ氏暗殺ノ爲ニ金融市場一時擾亂ノ狀ヲ呈シアリシモ後チ 稍々平穩ニ歸セリ、同盟銀行ノ預金ハ月初三週ニ於テ減少シ一 方ニアリシモ末週ニ於テ約六萬弗ヲ増加シ貸付モ亦之と同様ノ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	備 考
十月	四七五〇 四七五〇 (-)	四七三、七〇〇	<p>經過ナシ正貨ハ最初ノ二週ニ於テ減少ノ傾向アリシモ第三週以後漸次増加シ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約三百萬弗ヲ増加セリ</p> <p>月中歐洲ニ向テ約三百萬弗ノ金ノ輸出アリタリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ増加シタリシモ準備ノ變動ハ甚タ小ニシテ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約百八十九萬弗ヲ減セリ</p> <p>月中巨額ナリ金ノ輸出アリ、同盟銀行ハ月初ノ三週間ニ貸出ニ於テ二千三百萬弗ヲ減シタリシカ末週ニ於テ七百萬弗ヲ増加シ預金ニ於テモ之ニ類似ノ異動アリタリ而シテ準備ハ約百五十萬弗ヲ減少シタリシカ其全部ハ正貨ニアリキ</p> <p>金融市場ハ金ノ流出及國庫支局カ銀行ヨリ資金ヲ引出シタルカ爲ニ緊縮ノ狀ヲ呈シタリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第一週ヲ以テ第四週末ニ比スレハ約二千八百萬弗ヲ減シ正貨ハ五百九十萬弗ヲ減シタリ</p>
十一月	四三〇〇 四三〇〇 (-)	四三〇、七〇〇	
十二月	五〇〇〇 五〇〇〇 (-)	四三六、三〇〇	
千九百二年 年首	四〇〇〇 四〇〇〇 (+)	四三三、六二八、二〇〇	

金融緩和、前月中ニ散出シタリシ預金ハ本月ニ入りテ迅速ニ回收セラレタリ、同盟銀行ノ正貨ハ非常ニ増加セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	備 考
二月	四〇〇〇 四〇〇〇 (-)	三八一、七〇〇	<p>資金ノ供給益々潤澤ニシテ金利ハ依然安シ、同盟銀行ノ預金ハ引續キ増加セシカ貸出ハ之ヨリモ更ニ速ニ増加セシヲ以テ法貨準備ハ漸次減少ノ傾向ニアリ、正貨ハ月初ノ三週間ハ増加ノ一方ニアリシモ翌月一日ヲ以テ終ル一週ニ於テ著シク減少シタリ月末ニ於テ外國爲替騰貴シ金ノ輸出アリタリ</p> <p>金ノ流出ト共ニ隨テ同盟銀行準備ノ減少トニ由リ月初金融引續キタレトモ月末ニ及テ引續ミタリ、同盟銀行ノ預金貸出共ニ減少シ準備ハ殆ト不足ヲ生スルニ至ラントセシカ末週ニ於テ恢復セリ、月末ノ正貨ヲ以テ月初ノ夫レニ比スルニ約千五百萬弗ノ減少ナリ</p> <p>金融ハ小絡リ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第三週マテハ減少ノ一方ニアリシカ後チ増加シ貸出モ亦月ノ第四週マテハ減少ノ傾向ニテ末週(翌月三月ヲ以テ終ル)ニ於テ少シク増加セリ而シテ正貨ハ法貨準備ト共ニ増加ノ一方ニアリ</p> <p>金融ハ緩漫、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第三週マテハ減少シ其第四週ニ於テ増加シ貸出モ亦之ト同様ノ經過ヲナシ正貨ハ月ノ第三週マテハ減少ノ一方ニアリシカ第三週ヨリ増加シタリ</p> <p>半期決算資金ノ需要ノ爲ニ金融多少引締リ、同盟銀行預金ハ月前半ニ於テハ減少シツ、アリシモ後半ニ於テ増加シ貸出モ亦</p>
三月	四五〇〇 四五〇〇 (-)	一五〇、五〇〇、八〇〇	
四月	四二五〇 四二五〇 (-)	四二八、八七〇	
五月	四二五〇 四二五〇 (-)	五五七、四〇〇	
六月	四五〇〇 四五〇〇 (+)	一〇九七、九〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘
七月	四九・一七五 (-)	一、六〇〇	同様ノ異動ヲ經過シ正貨ニ増加セリ 金利ハ月初少シク引締リタレトモ概シテ低シ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ五日ヨリ十九日ニ至ルニ於テ千八百萬弗ヲ失ヒシモ後ノ二週間ニ於テ千六百五十萬弗ヲ増加シタリ又貸出ニ同期間ニ於テ八百萬弗ヲ失ヒシモ後ノ二週間ニ千六百萬弗ヲ増加シ正貨モ亦増加シタリ 例ニ依リ農作物用懸賞金ノ需要起リ且又國庫支局ノ資金ヲ銀行ヨリ引出シタル爲メ同盟銀行ノ準備ハ著シク減少シタリ 金融緊縮、同盟銀行ノ準備ハ月ノ第三週ニ於テ法定準備制限ヲ下レリ然レトモ依然ニ於テ貸出ヲ減少シタル結果大ニ其額ヲ増加シタリ 月初金融ハ緊縮セシモ後ヲ緩和セリ同盟銀行ハ月初準備ノ増大ニ努メタリシカ月半後ハ政府ノ公債買入ノ爲メ大ニ其額ヲ増加スルコトヲ得タリ
八月	五〇・一 (-)	六、一六、九〇〇	金融緩慢、月初來同盟銀行ノ預金ハ減少ノ一方ナリシモ月ノ末週ニ至リ増加シ貸出モ亦同様ノ變動ヲ經過シタリ然レトモ正貨ハ漸次減少ノ一方ノミニテ月初ヨリ月末ニ至ル間ニ約六百萬弗ヲ減少セリ
九月	六〇・〇 (-)	一五、四四六、二〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
十月	五五・〇 (+)	二二、五四三、二〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
十一月	五五・〇 (-)	五、六八三、八〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘
十二月	六〇・〇 (-)	一五、〇九五、九〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
一月	四七・五 (+)	二八、六二七、七〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
二月	五〇・五 (-)	五、九七一、六〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
三月	五五・〇 (-)	一三、二三八、九〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
四月	五〇・〇 (+)	三、九七三、八〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ
五月	四九・〇 (-)	三、四三三、五〇〇	月初來金融ハ速ニ緩和シタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ正貨ハ月中約二千七百萬弗ヲ増加セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
六月	歩引毛 五〇〇(一)	歩引毛 二三五六〇〇	月初ハ金輸出ノ爲ニ金利強持合ナリシモ後チ引續ミタリ 同盟銀行ノ貸付ハ月ノ十八日マテ減少ノ一方ニアリシモ後チ増 加シ預金ハ月初非常ニ減少セシモ末週ハ第一週(本月三日ニ終 ル)ニ比シテ約六百萬弗チ増加シ正貨モ亦月初二百六十萬弗チ 減少セシモ後チ漸次増加シテ月末ハ月初ニ比シテ千四百四十萬弗チ 増加アリキ、外國爲替ハ下落シ月初多少ノ輸出アリシモ既ニシ テ止ミタリ
七月	五七五(+)	六八六八〇〇	月中同盟銀行ノ貸付ハ非常ニ増加シ(預金ヨリモ多ク)タリシモ 獨リ正貨ニ於テハ月末ヲ以テ月初ニ比スルニ約四百萬弗チ増加 シタリ
八月	六〇〇(+)	四、二五五、六〇〇	例年ノ通り起ルヘキ内庫ノ資金需要ハ尙未タ起ノスシテ金融市 場ハ平穩同盟銀行ノ預金ハ減少シ而シテ正貨ハ減少ノ一方ニア リ
九月	六〇〇(+)	六、八二二、〇〇〇	内地ニ向テ資金ノ散出アリ、同盟銀行ノ預金ハ月中千五百十二 萬七千弗チ減少シタルニ貸付ハ僅ニ百三十九萬五千弗チ減シタ ルニ過キス正貨ハ月ノ第三週マテ増加ノ傾向ナリシカ以テ減少 シテ遂ニ月末ニ於テ約二百七十九萬弗ノ減少ヲ示タリ
十月	五五〇(一)	三、四〇二、〇〇〇	同盟銀行ノ準備ハ漸次減少シテ法定不足點ニ近ツカントシ預金
十一月	六〇〇(一)	二、三四四、二六〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十二月	五五〇(一)	八、四三三、五五五	ハ四千四百萬弗チ減少シタルニ貸付ハ三千百萬弗チ減シタリ 月末ニ至リテ金融緊縮セリ、同盟銀行ノ貸付及預金共二月半頃 ヨリ増加シ正貨ハ月ノ第一週以後漸次増加ノ趨勢ニアリキ
一月	五五〇(一)	四、四八〇、一七〇〇	越年後金融ハ大ニ緩和シ月末ニハ日歩及定期貸附歩合共大ニ 低落セリ、同盟銀行ノ預金、貸付、準備ハ毎週大ナル増加ヲ告 ゲタリ
二月	四七五(+)	一、一九七、四二〇〇	金融ハ靜穩、同盟銀行ノ預金ハ未曾有ノ増加ヲナセシカ貸付モ 亦非常ノ増加ヲナシ正貨ハ月末ニ於テ著シキ増加ヲ告ケタリ
三月	四五〇(+)	六、〇三九、四〇〇	月中金融ハ極メテ緩漫、利子歩合ハ安シ、同盟銀行ノ預金貸付 共ニ更ニ大ナル増加ヲ告ケ準備中正貨ハ約六百萬弗チ増加シタ リ、月初大蔵卿ハ國庫金預託銀行ニ政府預金ノ二割ヲ繰上ナル 指定銀行ニ輸送ヲ命ジタリ是ハ即チ巴拿馬運河買収金支拂ノ爲 ニ佛國へ送金ノ準備ナリシモ延期トナレリ、外國爲替ハ月中チ 通シテ強硬ニシテ殆ト現送點ニ近ツカントセシモ歐洲ニ向テ輸 出シタルモノナシ
四月	三七五(+)	一、一八〇、六四〇〇	月中金ノ輸出甚タ盛ナリ其主ナル原因ハ巴里ニ向ヒ巴拿馬運河 買収金支拂ノ爲メナリ而シテ買収金支拂ニ要スル九千萬弗ノ中 二千七百萬弗ハ國庫金預託ノ銀行ヨリ引出スノ計畫ナリシカ月 ノ三十日大蔵卿ハ是等銀行ニ命ジテ其預金ノ一割ヲ紐育ノ國庫

四層年月	割引歩合	金在高増減	摘要
五月	三七五——四二二	一、九〇〇、〇〇〇	支局ニ轉送セシメタリ、同盟銀行ノ預金ハ非常ニ増加シ貸付モ亦増加セシカ故ニ市場ノ金利ハ低落シ正貨モ亦増加シテ運河買収ニ對スル準備完全セリ 月中金ノ輸出甚々大ナリシモ同盟銀行ノ位置ハ甚々鞏固ニシテ金融界ハ依然緩慢ヲ明ヘ其預金ノ月ノ第一週ニ於テ増加シ後テ減少セリ貸付ハ月ノ前半ハ増加セシモ後半ハ減少セリ而シテ準備ハ月末マテハ漸次減少シツ、アリシモ月末ニ於テ増加セリ
六月	三五〇	一、五、九八六、四〇〇	金融ハ緩慢、同盟銀行ノ預金ハ月ノ第一週ト末週トノ間ニ於テ約五千萬弗ヲ増加シ貸付モ亦同期間ニ於テ約三千萬弗ヲ増加シ而シテ準備ハ正貨及法貨共ニ増加ノ一方ニアリキ 金融ハ例年ニナク緩慢、利子歩合ハ安シ、同盟銀行ノ預金及貸付ニ於テ非常ナル増加ヲ告ケ法定準備超過額千八百九十八年來未曾有ノ巨額ニ達シタリ
七月	三三〇——三七五	三、一、二、一、〇〇〇	金利安シ、農作物出運期節ニ入りタルコト、テ既ニ資金ノ多少内地ニ向テ散出シタルモノアリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ二十日ニ於テ二億七千萬弗ヲ未曾有ノ巨額ニ達シ末週ニ於テ六百六十萬弗ヲ減シタリ而シテ月中預金ノ増加ハ二百三十萬弗貸付ノ
八月	三五〇——三七五	八、三、九、六、〇〇〇	

九月	十月	十一月
四五〇	四〇〇——四五〇	四〇〇——四五〇
三、三、二、一、八〇〇	六、〇、六、九、〇〇〇	二、〇、四、〇、三、四〇〇
(-)	(-)	(-)

増加ハ百七十萬弗ニシテ準備ハ月百二十萬弗ヲ増加セシカ其中法貨ノ却テ五百二十萬弗ヲ減シ正貨ニ於テ六百四十萬弗ヲ増加シタリ
 内地ニ於テ資金ノ異動アリタルト共ニ金利ハ向上トナレリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十七日ニ於テ百二十二萬四千弗ニ達シ其後ノ二週間ニ於テ漸次減少ノ傾向ヲ示シ貸付ハ十月一日ニ於テ百十四萬三千弗ニ達シタリ而シテ正貨ハ二千六百八十八萬七千弗ヲ減シタリ
 月中金融ハ緩慢、同盟銀行ノ預金ハ月ノ前半ニ於テ殆ト二千萬弗ヲ減シタリシモ後半ニ於テ千五百萬弗ヲ増加シ貸付ハ月ノ八日ニ於テ十一億四千五百九十八萬九千二百弗ニ達シタリシモ翌週ニ至リテ千二百萬弗ヲ減シ月末マテ二週間ニ八百萬弗ヲ増加シ準備ハ五百萬弗ヲ減シタリ、英倫銀行ノ金買入相場引上ケノ結果月末ニ至リテ金ノ輸出アリタリ
 金融引締リノ氣味アリ(十二月一日利子支拂ノ見越シ、金ノ輸出、銀行ノ法定準備超過額ノ減少等ノ影響ニ依リ)十月廿九日ヨリ十二月三日マテノ間ニ於テ同盟銀行ハ千六百萬弗ノ預金、二千七百萬弗ノ正貨準備ヲ減少シタリ、月中紐育ヨリ歐洲ニ向ケテ千二百萬弗收買ニ向ケテ千五十萬弗ヲ輸出シタリ
 年末月ナルニ拘ラス金融緊縮セス通知貸ハ普通二三歩ノ間ニア

坤 甲種第一號の二

七五

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十二月	四〇〇—四五〇 (-)	九百〇三、〇〇〇	リテ高キモ五歩ヲ出タルコトナリキ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ初週ヨリ第四週ニ至ルマテ減少ノ一方ニアリキ末週ニ約千萬弗ヲ増加セシモ結局月中ニ於ケル預金ノ減少ハ二千三百八十萬弗ナリ貸出モ亦之ト同ク第四週マテハ漸次減少シツ、アリシカ末週ニ於テ約九百萬弗ヲ増加シタリ而シテ正貨ハ月初來減少ノ一方ニアリキ
一月	三九〇—四〇〇 (-)	二、三、七、〇〇〇	金債ハ依然甚タ緩漫、昨年十一月來金ノ輸出アリ十一月ニハ千六百萬弗十二月ニハ二千六百萬弗ノ輸出超過ナリ然レトモ殆ト其金額ハ通貨ヨリ取去ラレタルモノニシテ本月ニ入りテモ依然金ノ輸出アリシカ其多クハ合衆國々庫ノ失フ所トナリシト以テ金融ニハ何等ノ影響ヲモ及ボサザリキ、同盟銀行ハ月中預金ニ於テ非常ナル増加ヲナシ正貨モ亦約二千三萬弗ヲ増加セリ
二月	三九〇—四〇〇 (-)	八、三、五、〇〇〇	金利ハ月末ニ至リテ引締リタリ然レトモ貸付ニ對スル需要ハ比較的大ナラス、外國爲替ハ月初甚タ硬狀ヲ呈セシモ漸次軟弱トナリ金ノ輸出モ又大ニ衰ヘタリ、同盟銀行ノ預金ハ月ノ十一日ニ於テ前月末ニ比シ約千三百萬弗ヲ増加セシモ後ヲ減少シテ月末ヲ以テ前月末ニ比スルニ約千萬弗ヲ減シ貸出ハ月ノ最初二週

千九百五年

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
三月	三九五—四五五 (-)	一、三、六、九、〇〇〇	問ニ於テ二千六百萬弗ヲ増加シタルモ後ノ二週間ニ於テ二千百萬磅ヲ減シタリ而シテ準備ハ月中千四百萬磅ヲ減セシカ其中八百萬磅ハ正貨ナリ
四月	三七五—四〇〇 (+)	八、三、三、〇〇〇	月中金利ハ急激ナル騰貴ヲナシ通知貸ハ年中ノ最高四歩二分ノ一ヲ唱ヘタリ月中金融界ニ於ケル重要ナル事項ハ日本公債ノ募集ト例ニ依リ四月一日ニ於ケル利子及利益配當ノ支拂準備ナリトス、月中同盟銀行ハ準備ニ於テ千五百萬弗ヲ減セシカ其中千三百萬弗ハ正貨ナリ、外國爲替ハ紐育ニ於ケル金利ノ騰貴ト英倫銀行割引歩合ノ引下クトノ影響ニ依リ月中概シテ低落ノ一方ニアリキ
五月	三七五—四〇〇 (-)	三、〇、九、〇〇〇	金融ハ緩漫、同盟銀行月中ノ變動ハ貸出ニ於ケル百三十萬弗ノ減少預金ニ於ケル七百八十萬弗ノ増加準備ニ於ケル九百九十萬弗ノ増加ニシテ準備中正貨ハ八百二十萬弗ヲ増加セリ

金融ハ依然緩漫、同盟銀行ノ預金ハ最初三週間ハ増加ノ一方ニアリ後ヲ二週ニ於テ約二千九百萬弗ヲ減シ貸出モ亦之ト同様ノ變動ヲ經過センカ正貨ハ第一週來減少ノ一方ニアリテ月中竟ニ約千六百萬弗ヲ減シタリ

金融市場ハ月初強持合ノ狀ニアリシモ後ヲ株式市場不況ノ影響ニヨリテ緩和シタリ、同盟銀行ノ正貨ハ第三週マテ漸次減少ノ

七五

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘 要
六月	歩厘毛 三三〇—四〇〇	歩厘毛 一三二、三〇〇	増加ナナスニ過ギサリシニ第三週ニ至リ俄然大増加チ告ケ茲ニ月中約千萬弗ノ増加トナリタリ、外國爲替ハ概シテ變動ナシ然レトモ茲ニ特筆スベキハ佛蘭西銀行カ伊太利ニ向テ金ヲ輸出セントシテ倫敦ヨリ金ヲ吸收シタル結果紐育ヨリ三百三十萬弗ノ金輸出ノ契約成リシモ該額ノ未タ全部輸出サル、ニ至リサルニ先タチ倫敦ニ於ケル地金相場下落シ倫敦宛巴里等處爲替ノ騰貴シタル爲其後更ニ輸出ナカリキ
七月	四三〇—四三五	一、八六、六〇〇	通知貸並ニ定期貸共ニ低率チ唱ヘタリ、同盟銀行ノ預金ハ第一週中ニ約八百萬弗ヲ減シタリシモ後ノ二週ニ於テ三千百萬弗ヲ増加シ貸出ハ最初ノ三週ニ於テ三千七百萬弗ヲ増加シ正貨ハ増加ノ一方ニテ月中竟ニ約千萬弗ノ増加チ告ケタリ
八月	四二五—四五〇	一、〇四、三九〇	農作物出運資金需要ノ豫想ト株式市場ノ盛況トニヨリテ金融市場ハ引締リタリ、月初來同盟銀行ノ預金準備共ニ減少ノ一方ニアリ、本月末週(九月三日ヲ以テ終ル)ニ於ケル正貨ヲ以テ前月末ノ夫レニ比スレハ千百萬弗ヲ減セリ
九月	四五〇—五〇〇	一、二二、八一〇	農作物出運資金ノ需用及十月一日ニ於ケル利子配當金支拂豫想ノ爲ニ金融市場ハ緊縮、同盟銀行ノ預金ハ著シク減少シ正貨モ亦減少ノ一方ニテ千二百萬弗ヲ減シタリ

千九百十六年

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘 要
十月	四七五—五〇〇	五、四四、六八〇	月初金融ハ前月ト同シキ原因ニ依リテ緊縮チ告ケシモ縮チ緩和セリ、同盟銀行ノ總動ハ貸付ニ於テ三千萬弗預金ニ於テ三千八百萬弗而シテ正貨ニ於テ五百萬弗ノ減少ナリトス
十一月	五〇〇—五七五	一、六二、一五八〇	月末ノ同盟銀行ノ準備ハ前月末ニ比シテ約千八百五十萬弗ノ減少チ示シ其中千六百萬弗ハ正貨ナリトス而シテ月ノ十一日ニ於テ準備ハ約二百四十萬弗ノ法定準備不足額チ生シタル爲二月ノ十三日ニ於テ通知貸ハ二割五歩ニ騰貴セリ
十二月	六〇〇—	六、八二、七八〇	本月九日ノ同盟銀行週報ニ再ヒ法定準備不足額チ示シ正貨準備ハ月中約六百八十萬弗ノ減少チ告ケタリ、金融ハ非常ノ緊縮チ告ケ通知貸ハ第一週ニ於テ三割七歩ヲ唱ヘタリシカ第二第三ノ二週ハ一割五六歩ヲ往來シ而シテ第四週ニ入リテハ逐日騰貴ノ傾向チ呈シ遂ニ月ノ二十八日ニ於テ十二割五歩ノ高率ヲ唱フルニ至リタリ
一月	四五〇—五〇〇	一、二二、〇八〇	昨年末ノ金融市場ハ一時非常ニ繁忙ノ狀チ呈シ當座貸利子ノ如キ十割乃至十二割五歩ノ高率チ唱ヘシカ新年ニ入りテ漸次緩和シ來リ第三週末ニ至リテハ四歩ニ低落セリ是レ越年後内地ヨリ資金ノ回歸シタルニ因レリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘
二月	五〇〇 — 五五〇 (-)	七三六九二〇〇	金融市場ハ不意ニ引締リテ當座貸利子ハ一時八歩ニ上リシモ月末ニハ四歩七厘五毛乃至六歩ヲ唱ヘタリ本月中同盟銀行ノ預金貸付共ニ減少ノ一方ニアリキ
二月	五二五 — 五五〇 (-)	七七四一三〇〇	月初ノ金融ハ手硬ク利子歩合ハ強合チ呈シタリ然ルニ此時恰カモ大蔵卿ハ國庫金千萬弗ヲ地方銀行ニ寄托シ以テ紐育ニ對スル資金ノ需要ヲ輕減セシメットシタレハ金融稍緩和シタリ然レトモ此緩和ノ狀態ハ久シク持續セズ月半ニ至リテハ展續地方ニ於ケル労働者ノ紛擾サルセシラス會議ノ行儀等ノ爲メニ形勢一變シ金融大ニ緊縮セシカクテ月末ニハ決済資金ノ需要及ヒ内地ニ向ケ通貨ノ散出アリシ爲メ市場甚々逼迫ノ狀ニ陥リタリ
四月	五五〇 — 六〇〇 (+)	八、八三九、三〇〇	越月市場ハ引續キ緊縮ノ狀態ニアリ月ノ五日當座貸利子三割ノ高歩ヲ唱ヘ之ト同時ニ同盟銀行ノ位地モ亦頗ル薄弱チ示シタリキ於是乎大蔵卿ハ市場救済ノ目的ヲ以テ數割ノ國立銀行ニ許スニ紐育ニ向ケ輸送中ノ金塊ニ對シ相當ノ擔保チ徵シテ國庫ヨリ同額ノ金ヲ引出ス(政府預金ナシテ)ノ特權ヲ以テシタリ而シテ之ニ因リ同盟銀行ハ正貨準備チ増加スルコトヲ得タリ月ノ十八日香港ニ大震アリ爲メニ多額ノ資金ハ他方面ニ向ヒテ散出セリ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘
五月	五〇〇 — 五五〇 (-)	五、七五三、三〇〇	桑港災厄ノ影響トシテ月初ノ紐育市場ハ頗ル繁忙ノ狀チ呈セシカ上記ノ如ク國庫力廻送中ノ金ニ對シテ全額ノ金チ組合銀行ニ預入ルルコトトナリタルニ拘フメ對英爲替ハ尙ホ充分伸力チ示ササリキ然ルニ既ニシテ其效果表ハレ第二週以來ニ至リテハ全ク緊縮痕跡チ止メサルニ至レリ
六月	五〇〇 — 五五〇 (+)	六、二〇三、五〇〇	前月末ヨリ續々桑港ヨリ資金ノ回歸アリテ本月ニ入り金融ハ層層緩和ノ傾向チ呈シ來リ組合銀行ノ正貨準備モ亦著シク増加シタリ如斯月中概シテ緩慢チリシモ唯月末ニ於テハ七月一日諸會社利子支拂ノ影響チ受ケテ幾分金利ノ引締チ見タリ
七月	五五〇 — 五七五 (+)	七、二六六、四〇〇	金融緩慢面カモ月末ニ反シテ農作物非常ニ豐穰ナルベキ見据ケタルカ爲メ其出題資金ノ需要チ見越シ割引歩合ハ月初五歩乃至五歩五厘ヲ唱ヘタリシモ月末ニハ五歩五厘乃至七歩七厘五毛ニ小降りタリ月末同盟銀行ノ準備ハ前月全期ニ比シテ約九百五十萬圓チ増加セシカ其中七百三十萬圓ハ正貨ナリトス
八月	六〇〇 — 七〇〇 (-)	八、四一八、一〇〇	月初ハ資金ノ供給甚々潤澤ニシテ當座貸利子ノ如キ辛ク二歩チ出テシニ過キサリシカ既ニシテ農作物出題資金ノ需要起リ當座貸利子モ亦四歩ニ騰貴シタリ然ルニ月半ニ於テハ少シク緩和ノ模樣ニテ當座貸利子モ亦一時小緩ミシモ既ニシテ市場ハ再ヒ緊

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘 要
九月	六五〇——七〇〇 (+)	七三九四、〇〇〇	縮小加へ來りテ利子歩合ノ騰貴ヲ促シタリ 月半ヲ通シテ金融甚々緊縮ノ狀ヲ呈シ金利當ニ高歩ヲ唱ヘタリ 是レ蓋シ各種産業ノ勃興擴張ニ加フルニ農業者ハ空前ノ豐饒ヲ 告ケタルニ依リ自然此野氣配ニ連レ各方面ニ投機熱ノ旺盛ヲ誘 致シ從テ資金ノ需要ヲ増加シタルニ基因セリ於是乎大蔵卿ハ市 場救済ノ目的ヲ以テ本年四月ノ例ニ倣ヒ金ノ輸入ヲ便ナラシメ ントシ金輸入ノ契約ヲナセル銀行ハ有價證券ヲ寄託スレハ該金 ノ到着以前ニ國庫ヨリ全額ノ金ヲ引出スコトヲ得ル旨ヲ公示シ タリ且又市場ハ如上ノ方法ニ依リ政府ノ援助ヲ得タル以外ニ海 外ヨリ多額ノ金ヲ吸收シ得タリシモ尙ホ當時ノ金融界々全ク救 濟スルニ至ラザリキ
十月	六〇〇——六五〇 (+)	一、〇三三、〇〇〇	月初利子歩合ハ高歩ヲ唱ヘタリシモ月半ニ至ル迄ハ顧客ノ狀ニ アリシカ會々英倫銀行力金ノ流出防遏策トシテ月ノ十一日十九 日ノ兩度ニ其公定歩合ヲ引上ケルヤ其影響トシテ對英爲替ノ騰 貴トナリ遂ニ金ノ輸入ヲ杜絶セリ加フルニ内地並ニ加奈太ニ向 テ資金ノ散出アリシカ爲メニ金融再ヒ引締リタリ 月初來資金ハ漸ク内地ニ向ケ散出ヲ初メタルカ爲メニ例ニ依リ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘 要
十一月	六〇〇——六五〇 (+)	九三三三、〇〇〇	同盟銀行ハ大ニ現金在高増減シ隨テ當座貸利子ハ往々一割ヲ唱 ヘタリ於是乎銀行家ハ貸出ヲ減リタルカ爲メ預金ノ減少ヲ來ス ニ至リ月半ニ於テハ當座貸利子ノ二割ノ高歩ニ達シタルコトヲ ヘアリキ然ルニ其後資金ノ供給漸次多キナ加フルニ至リ利子歩 合ハ幾分引緩ミ同盟銀行ノ準備モ亦漸ク増加セリ然レトモ要ス ルニ本月モ亦市場ハ緊縮ヲ免レザリキ
十二月	六〇〇——六五〇 (+)	五、六九三、〇〇〇	月中ヲ通シテ金融著シク緊縮ノ狀アリ當座貸利子ノ如キ第一週 ニハ最高三割六分ナリシカ年末ニハ遂ニ三割五分ヲ唱ヘタリ其 他利子歩合何レモ皆昇降セリ、大蔵卿ハ或ハ支拂期以前ニ公債 ノ利子ヲ無割引ヲ以テ支拂ヒ或ハ公債ノ買上ニ依リ或ハ又爾後 政府預金ノ擔保トシテハ千萬弗ヲ限リ政府公債證書ニ限ラス其 他種々ノ證券ヲ以テ代用スルコトヲ許シ依リ以テ市場ノ救済ニ 努メタリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	備	要	
千九百七年						
一月	五〇〇	十七日	五、一八五〇一八		新年ニ入りテ公債利子其他政府ノ支拂ニヨリ資金ノ供給潤澤トナリ市中金利ハ四歩五厘六毛ニ低落セシテ以テ英倫銀行モ公定歩合ヲ一歩方引下ケタリ然ルニ近來世界各地ノ商工業異常ノ活潑ニ從テ資金ノ需要多大ナリシ極、信用力過度ニ膨脹シタル事實方漸ク市場感知セラル、ニ至リ資金ノ調達漸ク困難トナリ佛蘭西銀行ハ本年ノ金融ハ左シテ緩慢ヲ望ムヘカラスト見タル力貸付利率ヲ三歩半ヨリ四歩ニ引上ケ英倫銀行モ利下ニ拘ラス其手許ヲ引締メタル結果其後金利ハ却テ引締リノ狀ヲ示シタリ、南米ニ向ケ多額ノ金流出シタルコトモ多少ノ影響ヲ及ボシタルハ勿論ナリ下旬ニ於ケル獨逸帝國銀行ノ下ハ唯僅ニ金利ヲ引緩ムノ効アリシノミ	
二月	五〇〇		二、四八〇、一七七		英倫銀行ハ海外ヨリ可ナリ金ヲ受入レ其實力鞏固ヲ加ヘタルニ拘ラス其影響ハ至テ微弱ニシテ市場ハ全月中概シテ手堅キ成行ヲ示シタリ南米ニ向ケ引締キ金ノ流出アリシノミナラス大陸爲替ハ逆勢ニ向ヒ米國鐵道會社カ高利ノ短期債券ヲ多額ニ倫敦ニ	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	備	要	
三月	五〇〇		一、七三三、三八一		於テ發行シ其結果トシテ金輸出ナシメタル等其原因ナナセリ市中金利ハ四歩六厘三毛乃至四歩八厘八毛ナリ	
四月	五〇〇 四〇〇	十一日 廿五日	七六一、七三三		國稅納入ノ爲メ金融市場ハ引締リノ氣味ナリシニ近時過度ノ活躍時代ヨリ漸ク反動時代ニ入ラントスルノ氣勢ヲ示シ居タル米國財界方愈不穩ノ狀ヲ呈スルニ至リ終ニ株式市場ノ崩落ヲ演シタルアリテ歐洲各金融市場ナシテ齊シク警戒ノ態度ニ出テシメ和蘭銀行自耳莖銀行ノ金利引上トナリ過去約七年間據置ナリシ佛蘭西銀行ノ割引率スラ三歩ヨリ三歩半ニ引上ケララルタル有様ニテ爲ソニ英倫銀行ノ金利ハ變動ナカリシモ市中金利ハ引締リテ五歩一厘三毛トナリ從テ割引業ハ殆ト英倫銀行ノ專有ニ歸シタリ對米爲替ハ低落シテ終ニ米國ニ向テ金流出セリ	
					前月ニ引替ヘ金融ハ急激ニ引緩ミタリ是レ主トシテ外ハ紐育國立銀行カ去ル二月議會ヲ通過シタル「オールドリッチ」條例ニ依リ政府ヨリ關稅收入ヲ預金トシテ受入レタル爲メ紐育市場ノ緩和ヲ來タシタルト内ハ市中銀行カ前月ニ於ケル貸渡リノ態度ヲ變シテ漸ク資金ヲ市場ニ出スニ至レル例ニ依リテ「コンソル」利拂等ニ關聯シ國庫金ノ拂出アリシコト等ニ歸スヘシ英倫銀行モ金融界ノ趨勢ニ從ミ兩回マテ金利引下チナセリ市中金利ハ四歩八厘ヨリ三歩マテニ低落セリ	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘
五月	四〇〇		(-) 五二〇、八六四	行ノ公定歩合トノ間ニ一步以上ノ縮チ生スルニ至リシカ其後巴 里爲替ハ低落シテ巴里向ノ金輸出アリ米國財界ノ形勢モ再ヒ不 良トナリ又國庫收支ノ關係上市場ノ資金カ英倫銀行ニ吸收セ レタルアリ新資金募集モ引續キ多額ナル等ニシテ金融ハ引締リ市 中金利ハ三歩六厘九七トナレリ
六月	四〇〇		(+) 三〇七、二二一	月中通シテ資金ノ需要旺盛ニシテ金利ハ強合ミナリキ殊ニ月 末ニ及シテハ半季末資金トシテ英倫銀行ノ貸出シタル額約千三 百萬磅ニ上レリ、巴里向ノ金需要モ尙斷タサルノミナラス 埃及ノ財界不穩ノ兆アリテ該地ニモ金輸出セラレ是レ亦金融ノ 引締ムル原因トナレリ市中金利ハ三歩二厘五毛乃至三歩九厘四 毛ナリ
七月	四〇〇		(+) 一九五、四六一	前月末市場カ英倫銀行ヨリ融通チ受クタル巨額ノ資金ハ本月ニ 入りテ直ニ拂戻サレタルモ市場ノ資金ハ可ナリ潤澤ニシテ金利 モ上期中漸次低落シ居タリシカ其後埃及ノ財界困難ノ状態ニ陥 リ市場チ警戒セシメタルト秋季金融ノ前途ニ對シ懸念チ抱カシ メタルトヨリ引締ノ氣味トナレリ市中金利ハ三歩三厘乃至三歩 六厘九毛ナリ

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘
八月	四〇〇	十五日 (+)	(+) 一、八二八、七七五	者ハ警戒ノ態度ニ出テ手形割引ナ大ニ減ルノ傾向トナル殊ニ經 實財界ノ不穩ハ米國宛手形ノ割引チ拒絶セシムルニ至リ英倫銀 行モ終ニ公定率チ五厘方引上ケタルカ市中金利ハ屬々同行歩合 以上ニ上リ多數ノ割引手形ハ同行ニ向テ集注スルノ状態チ生シ タリ然レトモ其後英倫銀行カ多額ノ資金チ融通シタルニヨリ市 場ハ緩和ニ赴キ金利モ下向トナレリ市中歩合ハ一時五歩チ超サ ントシタルコトアリ
九月	四〇〇	(+)	(+) 一、〇〇〇、二二〇	月初日本六分利公債ノ償還チ氣構ヒシモ實際ノ償還額ハ其タ少 額ニテ著シキ影響ナク前月下旬ヨリシテ緩和ニ向ヒシ市場ハ英 倫銀行準備ノ增加ト米國政府ノ紙幣市場救濟等ニヨリテ漸次警 戒ノ手チ緩メ外國爲替ハ逆潮ニ向ヒシニ金利ハ三歩七厘五毛マ テ漸落セリ
十月	五五〇	卅一日 (-)	(-) 七、三九、四一五	月初ニハ「コンソル」公債ノ利拂ヒアリ前月來ノ緩落ノ状態チ繼 續シタルカ此ハ暫時ニシテ間モナク形勢一變引締リチ來セリ此 傾向ハ英倫銀行カ埃及及ヒ米國ノ金需要ニ對スル準備上且ツハ 大陸爲替ノ逆潮ニ對スル政策上市場ヨリ資金チ吸收スルノ途ニ 出テタルニ其因セル所ナリ埃及ニ對スル金輸出ノミニテ月中約 三百萬磅ニ達シタルカ更ニ重大ナル緊縮ノ原因ハ日ニ益々形勢 非ナリシ紙幣市場ハ終ニ下半年ニ至テ劇甚ナル恐慌チ惹起シタ ルコトニシテ其影響ハ直ニ歐洲各金融市場ニ對スル急切ナル金

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
十一月	六〇〇 七〇〇	七 四 日 日	(-) 一、五七五、七二二	<p>需要トナリテ現ハレ英倫銀行ハ月末ニ於テ割引率ヲ一步方引上ケテ以テ警戒ヲ加ヘタリ市中金利モ亦騰シテ五歩七厘ニモナリヘタリ</p> <p>紐育ニ於ケル大恐慌ノ影響トシテ倫敦市場ニ對スル資金ノ需要ハ頗ル急且大ナルモノアリ金輸出ノ約定ハ續々トシテ成立シ英倫銀行チシテ自衛上一週間ニ割引歩合ヲ五歩半ヨリ近年未嘗有ノ高歩タル七歩ニ引上ルノ非常手段ヲ採ルニ至ラシメタリ市中金利モ之ト共ニ七歩前後ニ上リシカ倫敦金利カ如何ニ騰貴スルモ且ツ英米間ノ爲替カ表面上倫敦ニ順ナルニ於テ金ハ續々米岡ヘ流出シ殆ト之ヲ拒止シ得ルモノナカリシ所以ハ米國ニ於テ通貨ニ對シテ打歩チ生シタル結果ナリトス月中米國向ノ金輸出ハ約千万磅ニ上リシカ是レ倫敦市場ノ獨力供給スル能ハサル所ナリシモ佛蘭西銀行カ三百万磅ノ英國手形ヲ買入レ之ニ對シテ正貨ヲ現送シタルト獨逸ヨリモ多額ノ金輸入アリシニヨリテ聯局ニ處スルヲ得タリシナリ月末ニハ米國恐慌モ漸ク下火トナリシヨリ市中金利ハ低下ノ傾向チ生シタリ日本政府力露國捕虜收容費約五百万磅ヲ市場ニ放出シタルコトモ亦金融ヲ緩和セシメタル一因ナリ</p>

千九百八年 年首

十二月	十一月	一月	二月
七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇
七〇〇	七〇〇	四〇〇	四〇〇
(-) 二、四九九、二二九	(+) 五、九六四、四八八	(+) 八、二五七、五七七	(+) 八、二五七、五七七

本月中ノ顯著ナル現象ハ金利ノ暴落ナリ英倫銀行ハ公定割引歩合ナ前後三回ノ利下ヲ以テ七歩ヨリ四歩トナシ市中金利モ亦重騰末ノ六歩ヨリ三歩半ニ引緩ミタリ其原因ハ金融ノ前途ニ關スル過度ノ懸念ノ消散ト恐慌後ノ米國財界靜穩ニ歸シ對米爲替々倫敦ニ順トナリ來リシコト是ナリ獨佛ハ金塊買入ヲ始メ殊ニ佛國ハ前買入ノ英國手形滿期ニ達シ英倫銀行ヨリ金貨ヲ取付タリ、新資金募集巨額ニ上レリ

租稅納期ニ際シ多額ノ資金國庫ニ吸收セラレ又大陸ノ金需要強大ニシテ殊ニ佛國ニ對シ金貨輸出アリ對米爲替モ亦逆勢ニ轉シタルヲ以テ金利低落ノ趨勢暫ク頓座シタリ英倫銀行ハ市場ニ對シ多額ノ資金ヲ融通セリ市中金利三歩十六分ノ三乃至三歩十六

四曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
三月	三・五〇 三・〇〇	五日 十九日	一四〇、三三三 一、四〇、三三三	分ノ十三 前月ニ引續キ納税ノ爲メ資金ノ供給ヲ減セシニ當リ其需要モ亦相償ニ大ナリシヨリ市場ハ屢次英蘭銀行ニ融通ヲ仰キタリ然レトモ同行ノ地位ハ次第ニ鞏固トナリ且會計年度變リト共ニ金融緩慢ニ歸スヘキ豫想ヨリ兩面利下ヲ斷行セリ之ヲ爲メ大陸爲替逆トナリ佛獨ノ金需要一層強大トナリシヲ以テ金利引續キ味ナリシカ月末政府資金ノ放出アルハ二歩八分ノ三ニ引續キタリ
四月	三・〇〇	(-)	二、三三、四〇八	月初公債利拂其他ニテ國庫金ノ散出多額ナリシカ市場ハ之ヲ以テ英蘭銀行ニ對スル借入金ヲ償還シタル爲メ豫想程金緩緩和ノ力ナク他方復活祭ニ當リ地方ヨリ資金ノ需要ヲ喚起シ巴里ニハ金貨ノ流出アリ又獨佛ノ競争ノ爲メ金塊相場ハ暴落シ獨逸及普魯西公債ノ發行ニ關聯シ柏林ヘ金流出ノ危惧ヲ生シ金融引續キメタリ月末市中金利ハ二歩四分ノ三
五月	二・〇五	廿八日	三、二四、〇五九	佛獨兩國カ引續キ專心金ノ吸收ヲ努メ英蘭銀行ヲシテ一磅ヲモ買入ル、能ハサラシメタルニ當リ市中金利ハ暫々引續キ一歩八分ノ五トナレリ是レ尙工業不振ノ爲メ資金ノ需要減退シタルニ

六月	七月	八月
二・五〇	二・五〇	二・五〇
(+)	(-)	(+)
九三三、八九四	一、四八、七〇四	一、六一、四七三
大陸爲替ハ逆潮ニアリ金ハ高値ニ拘ラス引續キ大陸ニ吸收セラレ英蘭銀行ハ何等ノ得ル所ナシ然レトモ市場資金ノ供給ハ潤澤ニシテ日貸ハ二分ノ一乃至四分ノ三歩ヲ唱へ市中割引利子モ漸落シテ一歩四分ノ一トナリ市場ハ半季末ニ當リ英蘭銀行ヨリ借入タル額ハ前年ノ千三百萬磅ニ對シ約七百萬磅ニ過キサリキ	資金ノ需要薄ナルニ當リ公債利拂アリテ供給ハ益々潤澤ヲ加へ市中金利ハ一時最低一歩八分ノ一ニ低落セリ然ルニ金塊ハ依然佛獨ニ買付ケラレ又例年ノ如ク地方ヘ資金ノ回送開始サレタル結果英蘭銀行ノ預金準備減退シタルヨリ再ヒ一歩八分ノ三ニ小括ヲ告クタリ	金融ノ大勢ハ依然緩慢ナルカ英蘭銀行ハ大陸ノ劇甚ナル競争ニ依リ毫モ金塊買入ヲ爲ス能ハス彌々秋季ニ近ツキ遠カラス埃及其他ヨリ農作物出金ノ需要ヲ喚起セントスルニ當リ此形勢ハ外國爲替ノ逆勢ト共ニ一般ノ注意ヲ惹キタルカ資金ノ供給尙潤澤ナル爲メ金利ハ僅ニ引續キシノミニテ一歩十六分ノ九ヲ唱へタリ

西曆年月	中央銀行 割合歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
九月	二五〇		(-) 七四三・二七	商工業ハ尙頗ル不振ニシテ七月迄二千萬磅内外ニ達セシ新規資金ノ募集モ磅暫ク休止ノ姿トナリ從テ外國爲替ノ逆勢、大陸ノ金需要、亞爾然其他ヘノ金貨流出等ヨリ金利ヲ引締ムル力微弱ナリキ又四下季末ニ拘ラス市場ハ英蘭銀行ヨリ借入ヲ爲シタル形跡モ無シ、市中金利ハ一歩四分ノ一乃至一歩八分ノ五
十月	二五〇		(-) 一六四一・二〇四	金融繁忙ヲ告クベキ秋季ニ際シ資金ノ供給ハ潤澤ナカラ道ニ金利ハ小締ヲ告ケタリ殊ニ巴爾幹事件勃發シ一轉スレハ歐洲列國間兵火ヲ交ユルニ至ラン度ナシタルト巴里爲替力暴落シ金塊相場ハ七十七志十一片八分ノ五乃至八分ノ七ニ暴騰シ政治的原因ト相俟テ割引業者ノ警戒ヲ促シタリ月末市中金利ハ二歩十六分ノ三ナ唱ヘタリ
十一月	二五〇		(-) 七九八・六二七	巴爾幹問題ノ行際、金塊ニ對スル佛國ノ繼續的需索ト巴里爲替ノ逆勢、南米及埃及ヘノ金貨流出、英蘭銀行預金準備ノ低減、英及印度政府大藏省證券ノ發行、十二月ニ於ケル多額ノ資金散出豫想等ヨリ市中金利ハ一時英蘭銀行公定歩合ナ摩スルニ至レ

千九百九年	
十二月	一月
三〇〇	三〇〇
(-)	(+)
四、八四五・三二二	三、五二一・九七四
(-)	(+)
三、六三三・二八九	
十四日	
(+)	
三、六三三・二八九	

目先年末ノ關門ヲ控ヘタルノミナラス「ウリスマス」用トシテ例年ノ如ク地方ヨリ現金ノ需要ヲ喚起シ、埃及南米ニハ金ノ輸出アリ巴里ハ又絶ヘス金塊ヲ買入レタリ從テ市場ハ底強ナリシカ金利ハ左マテ引締ラヌ年末ノ金融状態トシテハ至極靜穩ノ裡ニ越年シタリ英蘭銀行ノ預金準備ハ若シク低減シタルモ地方散出ノ資金ハ新年ニ入りテ直ニ回收サルハ例ナレハ同行ハ何等警戒ヲ加ヘサレキ本月同行カ市場ニ融通シタル額ハ千七萬磅ニ上リタリ

巴里爲替逆勢ニシテ金塊ニ引續キ巴里ニ吸收セラレ南米ニモ金逆出ス英蘭銀行ハ漸ク預金準備ノ不足ヲ自覺シ月半利上テ斷行ス其後豫テ準備中ナリシ露國公債約五千萬磅ノ發行完了シ巴里ノ金需用減シタルヨリ英蘭銀行モ下旬ニ入り辛ク多少ノ金塊ヲ買入ル、ナ得タリ尙地方散出資金圓滿シ埃及ヨリモ多少ノ金流入シ同行ノ正貨所有高増加セルヤ市中金利ハ二歩乃至二歩十六分ノ十一

露國公債應募ヲ目的トシタル巴里貯藏ノ資金ハ漸次他ニ放出セラレ、トトナリ巴里爲換愈々順適伯林紐育爲換ニ金輸入點ニ近ク金塊市場ノ賣物ハ英蘭銀行ニ買取ラレ埃及大陸ヨリモ金貨流入シ南米ノ金需要ハ一部ハ紐育ニ轉セラレ英蘭銀行所有正貨増

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
三月	三〇〇		三、八三三、四二八	加ス但シ市中金利ハ納稅關係ト鐵道會社配當支拂準備ニテ手堅ク二歩十六分ノ一乃至二歩十六分ノ七 外國爲換ハ月ノ大半順潮ヲ維持シ海外諸方面ヨリ金流入シ金塊市場ニテモ海外ノ競争買入殆ド絶エ英蘭銀行ノ資力ハ大ニ増加シ利下説ヲ生ズ國稅納入期トテ多額ノ資金國庫ニ收納セラレ市中ノ金利低落ヲ防止セントスルモノアリシガ終ニ一歩十六分ノ九ヲ唱フル迄ニ下落セリ 公債利拂其他ニテ政府資金ノ放出セラル、モノ多ク金塊緩漫ニ向フ英蘭銀行ハ月初頭頭利下ナシ市中金利モ最低一歩四分ノ一トナル但シ金利引緩キノ結果外國爲換ハ逆潮ト變ジ佛、澳金需要再興シ土耳其革命騒擾勃發ト關係シテ金塊ハ全部海外ニ吸收セラレ南米ヘモ金送出ス 月初以來大陸殊ニ德國ノ金需要繼續シ南米ヘモ金輸出セリ市中金利ハ低落過ギノ極小縮リテ告ゲ下旬ニハ一歩八分ノ五トナル米國鐵道手形漸ク現ハレ來ル 德國ノ金需要ハ尙ホ終熄セザリシモ巴里爲換ハ購買シ英蘭銀行
四月	三三〇	一日	三、三九四、八八一	
五月	三五〇		一、三三八、二七七	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日附	金在高増減	摘要
六月	三三〇		二、九二九、八三〇	ハ可ナリ多額ノ金塊ヲ買取ルヲ得タリ月中市場資金ノ供給ハ比較的潤澤トラズ之レ過去數ヶ月金塊緩漫ニ任セ海外ニ資金ヲ供給シタルモノ頗ル多大ニシテ且政府資金ノ放出遲々タルニ由ル半季末市場ハ英蘭銀行ヨリ借入レタル額ハ千四百萬磅ニ達ス市中金利一歩十六分ノ五乃至二歩八分ノ一 越月後公債利拂等ニテ金塊緩漫トナリ市中金利ハ一歩十六分ノ三ニ引緩ム其後露境ノ金需要復興シ南米ヘモ金流出シ且收穫開始休暇期到來ノ爲メ地方ヘ資金ノ廻送セラレタルノモノ多ク英蘭銀行ノ所有正貨減少ス 金塊ノ大勢ハ依然緩漫金利ハ一歩八分ノ三乃至一歩十六分ノ九ノ間ニテ殆ド保合英蘭銀行ハ南米ヘ多少ノ金ヲ失ヒシテモ地方ヨリノ回金少ナカラス且ツ金塊買入ニヨリ正貨所有高増分ノ増加ヲ告ゲタリ埃及爲換下落シテ同國ノ金需要起リントスル兆證アリ 金塊市場ハ漸ク形勢一變セントスル傾向ヲ呈ス海外市場一般ニ引締ヲ俾ヘ獨逸帝國銀行利上ヲ行フ外國爲換ハ逆勢ニ轉ジ大陸殊ニ巴里ノ金需要切ナルモノアリ金塊相場ハ競争ノ結果七十七志十一片四分ノ三ニ暴騰ス大陸始メ南米、埃及等ノ金ノ輸出多ク地方ニ對シテ秋季資金ノ放出アリ英蘭銀行ノ正貨爲ニ減少ス
七月	三三〇		一、八一七、八三三	
八月	三三〇		九、四〇〇、八八四	
九月	三三〇		二、九六一、四九七	

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘 要
十月	三〇〇 四〇〇 五〇〇	七 十四 廿一日	(-) 四、八六二、三九九	市中金利も月末頃漸く小締りとなり、歩四分ノ一トナル 金融市場漸く緊縮ノ度ヲ加フ海外金利引締外國爲換ハ月中遊潮 ナシシ露土、南米、埃及等ノ金需要大ナルノミナラズ米國手 形増加ノ模様アリ英蘭銀行ハ自衛上三回迄利上ヲ決行シ且其 有効ナ期センガ爲メ市場ヨリ多額ノ資金ヲ借入レ他方金塊吸收 ノ手段トシテ其買入價格ヲ引上グタリ巴里ハ倫敦ニ於テ外國手 形ヲ買入レ其代リ金約二百萬磅巴里ヨリ流入シタルモ英蘭銀行 ノ準備ニ尙ホ著シキ減少ヲ示セリ市中金利モ四歩八分ノ五トナ ル
十一月	五〇〇	(+)	三、九一六、八四五	英蘭銀行割引歩合引上ノ効果ハ中旬ニ至リテ漸ク現ハル大陸市 場ヨリ金流入シ下旬迄ニハ金融緊縮ノ度大ニ緩和シタリ市中金 利ハ三歩十六分ノ十三トナル英蘭銀行ハ月中印度向ニ棉花資金 トシテ多少ノ金ヲ失ヒタルモ金塊買入モ奏効シ正貨所有高著シ ク増加ス唯新豫算案ニ對スル上院ノ反對ニシテ其拒否ニ伴フ アル可キ財界變動ヲ氣遣ヒ利下ヲ延期ス 豫算案ノ不成立總選舉ノ進行モ金融市場ニ差シタリ惡影響ナカ リシヲ以テ英蘭銀行ハ四風方ノ利下ヲ行フ既ニシテ年末ノ必要

西曆年月	中央銀行 割引歩合	割引歩合 變更日付	金在高増減	摘 要
十二月	四五〇	九日 (-)	三、六六二、六〇一	チ見越セル資金ノ需要彌々現ハレ同行ニ對シ借入レテ申込ムモ ノ漸ク多ク且獨逸帝國銀行ハ金輸入獎勵ノ爲メ銀行業者ニ前貸 ヲナス等ニテ金融漸ク引締ラントスル色アリシガ英蘭銀行ハ市 場ヨリ借入レタル資金ノ一部ヲ返還シ又巨額ノ資金ヲ市場ニ融 通シタルヨリ市中金利ハ四歩ヲ最高トシ年末ニハ即チ二歩八分 ノ三ニ引緩メリ

(紐育)

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百七年 年首	歩引毛 歩引毛	一七九、三三三、〇〇〇	
一月	五七五——六二五 (+)	一七、五五〇、三〇〇	年初鐵道諸會社ノ利子又ハ配當支拂アリシヲ以テ緊縮シ居タル金庫市場ハ小康ノ狀ナリシカ既ニシテ二十一日ヲ支拂期トセル六百萬弗ノ國庫預金拂出準備ノ爲メ再ヒ引締リ一時當座貸ハ一割五歩ヲ唱ヘ尙ホ不安ノ形勢ヲ示シタルヲ以テ大蔵卿ハ右國庫金ノ引出テ二月一日迄延期シタルカ其後政府ノ收支ハ支拂超過トナリ英國中央銀行ハ利下ヲナス等ニテ市場漸次緩和シ當座貸モ普通二歩七厘五セニ下リ割引率モ引緩ミタリ
二月	五七五——六〇〇 (-)	六、七三三、四〇〇	全月ヲ通シテ左ニシタル緊縮ヲ來スコトハナカドシモ市場ニ資金ノ供給ヲ減シタルヨリ當座貸ハ多少引締リテ月末ニハ六歩トナリ割引率モ尙ホ高唱ヘナリキ之レ政府カ一日及十五日ノ兩回ニ國庫預金千二百萬弗ヲ引出シタルト一ハ鐵道其他ノ會社カ事業擴張資金調達ノ爲メ短期社債券ヲ發行シタル額頗ル多カドシニ基テリ同盟銀行、現金所有高ハ著シク減少シ法定外準備ハ四百弗ニ下レリ

過去數ヶ月來愈々反動時期ニ入レリト思ハレタル株式市場ハ本

三月	四月
六〇〇——六五〇 (+)	五五〇——六〇〇 (+)
四、五三三、九〇〇	一七、四五六、六〇〇

月ニ入りテ數回ノ暴落ヲ重キ就中月半ニ於テ最モ劇甚ニシテ恐慌ノ狀ハ實ニ數年來稀有ノ現象ナリキ其影響トシテ金庫市場ハ頗ル緊縮シ當座貸ノ如キハ月半ニ於テ一割五分乃至二割五分ヲ唱ヘタリ、初メ國庫ニ收支ノ關係上現金ヲ市場ヨリ吸收シ緊縮ノ一因ナナシ居タルカ大蔵卿ハ「オールドレッヂ」七條ニヨリテ擴張サレタル機能ヲ利用シテ前年九月預入セラレタル三千萬弗ノ國庫金引出テ無期限ニ延期シ又國債以外ノ有價證券ヲ擔保ニ増發セラレタル紙幣ノ償却ヲ猶豫スル一方ニ本年七月一日ヲ以テ償還期ニ達スヘキ四分利公債二千五百萬弗ヲ即時償還スルコトトシ且又關稅收入ヲ千五百萬弗迄一國立銀行ニ預入スル等各種ノ救濟策ヲ施シタルヲ以テ減少ノ一方ナリシ同盟銀行ノ現金所有高ハ月末ニハ大ニ増加シ金利モ低落ヲ告ケタリ

大蔵卿ノ市場救濟策ノ結果トシテ資金ノ供給ハ潤澤トナリ從テ金利モ大ニ低落シタリ前月ノ公示ニ基ク四分利公債ノ即時償還ハ本月分迄繼續シ關稅收入ノ預入モ實際ハ既定ヨリ二百五十萬弗方多額ニ上リ市場ヲ潤シタルヲ以テ月初數月ヲ除ケハ當座貸ハ三歩ヲ超ヘタルコトナク月末ニハ二歩内外トナリ割引率モ引緩ミタリ

前年秋季市場救濟ノ爲メ特ニ預入セラレタル國庫金ノ全部又ハ一部カ四部利公債償還ノ爲メ引出サル、ニ至ランカチ氣橋ヘ定

西曆年月	引歩合	金在高増減	摘
五月	五〇〇—五五〇 歩増毛	九、〇四四、〇〇〇	期貸カ上半月中多少引締リタル外ハ金融ハ較前ニ金利ハ低落シ外國爲替ハ騰貴シテ月末頃ニハ三百三十餘萬弗ノ金巴里ハ輸出セラレシカ金融界ニハ殆ト影響ナカリキ同盟銀行ノ現金所有品ハ更ニ増加シテ其地位鞏固トナレリ
六月	五五〇— 歩増毛	二一、三五五、〇〇〇	前月末ニ始マリシ金輸出ハ本月迄繼續シ月中二千五百萬弗ノ輸出ヲ見タルコト、大蔵卿カ未償還四十分利公債償還準備トシテ前年ノ預入ニ係ル特別國庫預金二千萬弗ヲ引出スヘキ通知ヲ發シタルコト並ニ半季決算資金ノ需要等ヨリ當座貸ハ殊ニ下旬ニ於テ騰貴シ一時一割ニ歩増ヘシコトアリ同盟銀行ノ法定外準備ハ二百五十萬弗ニ下レリ
七月	六〇〇— 歩増毛	九、六五九、〇〇〇	利子、配當金等ノ支拂用トシテ資金ノ需用ヲ増加シタルト同盟銀行ノ法定外準備僅カニ八十五萬弗ノ少額ニ下リシコトハ月初ニ於ケル緊縮ノ原因ヲナシ當座貸ハ一時一割六歩ニ上リシカ其後ニ於テ引締ミ唯定期貸ハ尙ホ引締キ強硬ノ唱ヘナリキ月中四分利公債ノ償還セラレシモノ二千四百萬弗ニ及ヒシモ三千萬弗ノ國庫預金拂出サレタルヲ以テ特ニ市場ヲ潤フホスノ効ナカリキ株式市場カ諸種ノ悪材料ノ下ニ去ル三月ニモ勝ル暴落ヲ演シタ

西曆年月	引歩合	金在高増減	摘
八月	六五〇— 歩増毛	九、五六二、〇〇〇	ル影響トシテ金利ハ引締リテ來シ大蔵卿カ二十三日ニ至リテ次週日ニ再ヒ紐育ボストン其他ノ國立銀行ニ毎週定期國庫金ヲ預入スヘキコトヲ發表スルニ及ヒテ小段ミトナレリ、主要鐵道ノ新債募集ニ關聯セル資金ノ需要増加シ緊縮ノ一因ヲナシタ
九月	七〇〇— 歩増毛	二〇、八一六、〇〇〇	當座貸利子ハ高クモ六歩半ヲ出テタルコトナカリシモ左リトテ金融ハ決シテ緩漫ナリシニアラス寧ロ引締ノ状態ニアリテ對英爲替 如キハ殆ト輸入點ニ低落シタリ月初ニ於テハ紐育市價ノ暴落、合同太平洋鐵道新債券ノ拂込等ニ關シ資金ノ需要ヲ喚起シ月末ニ近ツクニ從テハ例年ノ如ク農作出願資金ノ需要ヲ生セリ然レトモ一方ニ前月大蔵卿ノ告示ニ拘ラス國庫金ノ實際預入セラレシ額少ナカリシコト等緊縮ノ原因タリ

去ル三月及八月ノ兩回株式市場ノ崩落ニ於テ既ニ其端ヲ現ハシタル財界反動ノ氣勢ハ本月ニ入りテ信用組織ヲ根底ヨリ覆シ前代未聞ノ大恐慌ヲ演出セシムルニ至レリ之レヨリ前キ金融界カ未タ取付難破綻ノ悲境ニ陥ラサル月初ニ於テモ既ニ一種ノ險澗ハ之ヲ認メ居タル所ニテ當ニ株式市場當座貸利率ノ暴騰ノミナルス定期貸ハ貸溢リノ傾向甚シク手形ノ割引モ殆ト應スル者ナキ奈ナリシカ愈々大擾亂ノ状態ヲ惹起シタル下半年ニ於テハ當座貸ハ十割乃至十三割五歩ヲ突飛ノ奔騰ヲナシ而モ殆ト供給

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十月	七〇〇 (-)	二、三八一、九〇〇	<p>ハ絶無トナリ個人ノ預金者並ニ内地ノ銀行カ其預金ヲ引出シタルモ巨額ニ上リ現金不足ノ極竟ニ通貨ハ小切手ニ對シテ打歩ヲ生スルニ至レリ此時ニ當リ有力ナル銀行家ハ市場救済ノ爲メ二千五百萬弗及千萬弗ノ二個ノ合同ヲ組織シテ融通ヲ謀リ手形交換所ハ交換所證券ヲ發行シ政府モ亦國立銀行ニ對スル國庫預金ヲ著シク増加シテ以テ救済ニ努メタリシカ現金ノ取付割甚ニシテ二十六日ノ同盟銀行準備ハ法定額ニ滿タサルコト百二十三萬弗トナレリ勿論是等ノ救済策ハ漸次其効ヲ奏シ月末ニ至リテハ幾分緊縮ヲ緩和スルヲ得テ當座貸ハ六歩乃至二割ニ引緩ミシカ定期貸手形ノ割引等ハ一切行ハレス利率ハ全ク名義ニ止マリタリ事情漸ク如クナリシヲ以テ外國爲替ハ暴落ヲ承ホ金輸入ノ約定成立セシモノ二千四百萬弗ヲ超ヘシカ月中ニハ入替スルニ至ラザリキ</p> <p>通貨貯蔵ノ風ハ容易ニ革マラス紐育ヨリ通貨ノ内地へ現送セラル、モノ前月ニ引續キ莫大ノ額ニ達シ市場ハ爲ニ現金ノ缺乏ヲ訴ヘ銀行ハ給料等ノ支拂ニ應スル外ハ小切手ニ對シテ通貨支拂ヲ斷絶シタル姿ニテ現金ノ打歩ハ一時四歩ニ上リシコトアリシカ五千八百萬弗ノ金輸入ト千六百萬弗ノ國庫預金増加ト四千七百萬弗ノ銀行紙幣増發トニヨリテ漸次緩和ニ向フコトナリ月末</p>

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
十一月	七〇〇 (-)	一、二五八、七〇〇	<p>ニハ當座貸ハ五歩乃至一割二分ヲ往來シタルカ定期貸ハ尙ホ供給絶無トモ云フヘク商業手形ノ割引モ殆ト行ハレス同盟銀行ハ常ニ五千數百萬弗ノ法定準備不足ヲ算シタリ政府カ救済策トシテ採リタル新方法ハ三分利付大藏省證券一億弗並ニ二分利付巴奈馬公債五千萬弗ノ發行ナリ其目的ハ之ニ依リ民間ノ貯蔵金ヲ回收シ國庫金トシテ銀行ニ預入レ且又之ニヨリテ紙幣増發ノ便ヲ與ヘントスルニアリシカ種々ノ物議ヲ生シテ實際ノ發行額ハ僅ニ約三千五百萬弗ニ過キザリキ、尙又前月ヨリ今月ニハリテ銀行會社ノ破産閉店等枚擧ニ迫ナキ姿ナリキ</p> <p>本月ニ入りテ紐育並地方ニ於テ數多ノ破産沙汰アリシモ一般ノ形勢ハ大ニ良好トナリシカ如ク現金ニ對スル打歩ハ漸次ニ低減シテ月末ニハ全ク消滅シ金ノ輸入ハ引續キ行ハレタリトモ前月ヨリハ減シテ約三千八百萬弗ヲ算シ同盟銀行ノ法定準備不足額モ漸次減少シテ二十八日ニハ二十餘萬弗トナリ政府ハ本月中モ國立銀行ニ對スル國庫預金ヲ増加シ居タルカ月末ニ至リテ早ク其一部ヲ近ク引出サントスルノ意ヲ數銀行ニ通シタル程ナリ然レトモ當座貸ハ概本高唱ヘニテ再ヒ二割五歩ニ上リシコトアリ月末ニハ八分乃至一割八分ノ唱ヘナリキ商業手形割引モ實際ニハ至テ少ナカリキ、金利方著シキ引緩ミナ見ザリシハ一月一日ノ利子並ニ配當金支拂ニ關聯セル資金ノ需要急切ナリシニ基ケリ</p>
十二月	八〇〇 (+)	一、一七三、九〇〇	

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
千九百八年 年首	歩合 八〇〇—八五〇	一九二、二〇、九〇〇	
一月	歩合 五五〇—六〇〇	六六〇、一八、七〇〇	金融最も繁忙ノ季節ハ漸ク経過シ恐慌後永ク恐慌的狀態ニアリシ人心ハ靜穩ニ歸シ手許貯蔵金ノ再ヒ銀行ニ預入セラル、モノ多ク内地ヨリ資金ノ回歸迅速ニシテ金利ハ次第ニ低落シ月初五歩乃至二割半引ヘタル當座貸ハ一步半乃至二步トナリ對英爲替ハ暴落シテ金ノ輸出ノ豫想セシメタリ
二月	歩合 四五〇—五〇〇	三、七八、六〇〇	内地ヨリ資金若々回歸スルニ株式投機熱大ニ衰ヘタルヲ以テ金融ハ至テ緩慢大減價ハ此機ヲ利用シテ國庫金一部ノ返納ヲ命ジタリ、同盟銀行ノ法定外準備ハ四千萬弗ヲ超ユルニ至レリ當座貸ハ一步半乃至二步半ノ引ヘナリキ
三月	歩合 五〇〇—五二五	一、三八九、九〇〇	内地ヨリ資金ノ流入引續キ大ナリシヲ以テ政府預金ノ引出シニ拘ラス過剰ヲ告ク恐慌ノ打撃ニ依リテ休業中ナリシ工場中ニハ漸次操業ニ着手シタルモノアリテ財界ノ恢復ノ兆現ハレシモ未ダ資金ノ需要少キヨリ市場ハ至極緩慢ナリ當座貸ハ一步四分ノ三乃至二步

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
四月	歩合 四〇〇—四五〇	二九、三二八、〇〇〇	商工業不振、株式取引減少ノ結果金融ハ益々緩慢ニシテ多少ノ國庫金拂出若クハ紙幣回収ハ何等ノ影響ヲモ與ヘス銀行ハ多額ノ遊金ヲ擁シ金利低落ノ極莫爲響ハ暴落シ巴里及加奈太ヘ千五百萬弗ノ金輸出ヲ見ルニ至レリ
五月	歩合 三二五—四〇〇	六〇〇八、三〇〇	紐育ノミニテ國庫金ノ返納サレシモノ二千餘萬弗ニ達シ莫爲爲響ハ暴落シテ歐洲ヘ二千六七百萬弗ノ金輸出セラレタリ若シ常時ナラシリ市場ハ容易ナラサル懸迫ヲ感シタルヘキモ銀行ノ手許資金ノ過剩ヲ断ヘ居ルノ際ニテ又内地ヨリモ新ニ金流入シタルヲ以テ金融ハ緩慢當座貸ハ普通一步高キモ一步四分ノ三ヲ出テス同盟銀行ノ法定準備ハ月末六千四百六十萬弗ニ達シタリ
六月	歩合 三三〇	一七九、八〇〇、四〇〇	商工業資金需要薄ノ外ニ近時政府ノ歳計ハ收入不足勝ニシテ爲ニ國庫ノ貯蔵金カ民間ニ放出セラル、關係ヨリ金融ハ一層緩慢ヲ加ヘ金利弱含ミナリ獨逸ヘノ金輸出、新州法律ニ基キ準備増加ノ必要ヲ生シタル信託會社ノ需要等モ甚シタル影響ヲ及ボササリキ
七月	歩合 三〇〇—三五〇	四、六四三、二〇〇	政府ハ三千三百萬弗ノ預金拂出ヲ命ジ又信託會社ハ準備充實ノ爲メ現金ヲ引出シタルモノ多カリシカ株式市場資金ノ需要活潑ナラス、政府ノ歳出超過ハ多額ニ上リ一時引出サレタル國庫預金ヲ再ヒ銀行ノ手許ニ回歸スルノ姿ニテ市場ニ何等ノ壓迫ヲモ

四曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
八月	歩合 三三〇 歩合 三五〇	一、二八二、八六〇	與ヘサリキ當座貸ハ一步乃至一步四分ノ一ノ唱ヘナリキ 目先キ秋季農作物出題資金ノ需要ヲ控ヘタルニ金融ハ依然トシ テ緩慢、金利ハ尙モ引緩マン形勢ヲ示シタリ是レ國庫カ支拂超 過ノ委ニアルコト、本秋米國ノ穀類ニ對スル海外ノ需要ハ莫大 ナルヘク從テ爲替安カラシキ氣持ヘ融通手形ニ依リテ外國資金 ヲ利用スルモノ少カラサリシコト、綜合農作物出題季ニ到ルモ 到底目下ノ遊金ヲ吸收シ終ルノ程度ニ資金ノ需要増加スルコト ナカルヘキ豫想行ハレタルニ因ル、當座貸ハ四分ノ三乃至一 歩ナリキ
九月	四〇〇	一、二九四、七八〇	内地ノ銀行自ラ遊金ヲ抱ケルチ以テ本年ハ農作物出題資金ノ需 要比較的少ナク又今後モ差シタル必道ヲ豫想セス從テ金利多少 引緩リタル外ハ金融ノ大勢依然トシテ緩慢ナリキ當座貸ハ一步 四分ノ三乃至二歩半ナリ唱ヘタリ
十月	四〇〇	一、六〇三、一〇〇	巴爾幹事件發生以來歐洲界ノ不穩ハ唯輕微ナル間接ノ影響アリ シノミ即チ歐洲株持筋ノ放寬ノ結果爲替ノ暴騰ヲ招キ金輸出チ 豫想セシタルコト之ナリ他方内地ノ農作物出題資金ノ需要ハ 早クモ減退シ市場資金ノ供給依然潤澤ナリキ金利ハ尙ト變動ナ シ

千九百九年	十一月	十二月	一月
	三七五	三七五	三七五
	(-)	(-)	(+)
	七五五、二〇〇	三、三三八、六〇〇	二、四六八、〇〇〇

月初ノ「タフト」氏大統領當選ヲ動機トセル株式投機ノ復興ハ
 多少資金ノ需要ヲ増加シタルチ以テ一時當座貸ハ三歩トナリシ
 カ農作物出題資金ハ終ニ其シク市場ヲ壓迫スルコトナクシテ早
 クモ回歸スルモノアリ大統領選舉ノ確定モ未タ速ニ經濟界ノ活
 況ヲ意味スルニ非サレハ金融ノ前途ハ尙暫ク緩慢ナラン豫想ナ
 リキ從テ當座貸モ一步乃至二歩ニ引緩ミタリ外國爲替ハ輸出
 點マテ昂騰シタリ
 金融緩慢ノ中ニモ金利ハ少シク引緩リチ告ケタリ之レ巴奈馬公
 債ノ發行アリシニ加ヘ新年ニ於ケル利子配當支拂高ニ債務ニ違
 スヘキ豫想ニテ銀行カ準備ノ爲メ資金ノ回收ヲ計リタルト信託
 合社カ更ニ手許準備ヲ増加セサルヘカラサルニ至リシコト等ニ
 由ル然レトモ金利ノ昂騰ハ再ヒ融通手形ノ發行ヲ容易ナラシメ
 タルヨリ年末ニハ却テ金融小緩ミノ氣勢ヲ示シタリ當座貸二步
 半乃至三步、外國爲替ハ融通手形滿期ニ達シタルト歐洲ヨリ有
 價證券ノ賣物類出シタル結果現送點以上ニ騰貴シ全ク輸出チ見
 ルニ至レリ
 内地ヨリ紙幣ハ資金ノ流入開始セラレ、政府ノ收入減少ノ結果
 國庫ハ支拂超過ノ姿トナリ、株式市場取引高ノ減少ハ此方面ノ
 資金需要ヲ減シ爲ニ國立銀行ニ於ケル國庫預金ノ引出、巴里南
 米ニ對スル金輸出、紐育信託會社ノ現金吸收(前年ノ法律ニヨ

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
二月	歩幅毛 三三〇——三七五 (-)	増 二一、六二二、二五〇	ル法定準備ナ月未迄ニ金額迄所有セザル可ラズ。等ニ拘ラズ金 積貯ル程度、通知貸利率ハ一步半乃至二歩トナル 南米ノ金輸出繼續信託會社ノ現金吸收ニヨリ同盟銀行ノ準備減 退豫想、國庫預金ノ再引出ニ金利小締ノ氣味ナリシガ政府ノ收 支ニ依然支拂超過トナリ内地ヨリ資金流入アリ再ビ緩慢ニ階ス 通知貸利率最高三歩最低二歩二分ノ一
三月	三三〇——三七五 (+)	一九六、九〇〇	月中ヲ通シ外國爲換ハ法外ノ高唱ニテ倫敦並南米約二千萬弗ノ 金流出ス之レハ倫敦ガ紐育ニ米國有價證券ヲ賣放チタル代金 ノ回送ノ爲メナレトモ又一ハ内地金融緩慢ニシテ海外金利割高 ノ爲メ銀行者ガ其避金ヲ海外ニ轉用セシメントシタル結果ナリ 通知貸一步半
四月	三三五——三七五 (+)	一、六八一、四〇〇	一時株式投機ハ多少振興シ來リシコトト金輸出尙繼續スルコト トノ爲メ金利小締リシモ金融緩慢ノ大勢ハ何等ノ變動ナシト下旬 市俄古ニ於ケル小賣買占聯合ノ結果内地ヨリ多額ノ資金流入シ 歐洲爲換ハ米國有價證券海外賣行ニヨリ恢復ニ向フ
五月	三三〇——三七五 (+)	一九、七六二、一〇〇	穀類棉花等重要品ノ市價ハ投機師思惑買ノ結果騰貴シテ其輸出 チ減セル一方ニ關稅改正ヲ見越セル輸入増加シ外國爲換ハ逆潮

西曆年月	割引歩合	金在高増減	摘要
六月	三三〇——三七五 (+)	九、九六二、六〇〇	トナリ巴里、和蘭、南米等多額ノ金流出ス然モ内地ヨリ資金ノ流 入アリ金融ハ依然緩慢
七月	三七五——四〇〇 (+)	四、二二〇、九〇〇	會社課稅案上院ニ提出セラレ株式市場不振ニ赴キ他方七月支拂 ノ利子配當金準備ノ爲メ内地各地ヨリ資金徐々ニ流入シ且ツ收 穫期ノ需要ニ供スル爲メ外資ノ輸入アリ金融緩慢
八月	四〇〇 (-)	二二、二八九、八〇〇	上半季ニ對スル利子配當金ハ各銀行ノ預金トナリテ歸還シタル チ以テ南米ニ對スル多額ノ金輸出モ又國庫預金ノ引出モ市場ニ 差シタル影響ヲ與ヘズ但シ地方ニ於ケル穀類出產資金ノ需要漸 ク増加シ爲メ内地ヨリ回金減少シ又加奈太諸銀行モ紐育ニ運 轉シ居タル資金ヲ回收シ始メタリ
九月	四五〇——四八〇 (-)	三九、一〇九、九〇〇	加奈太諸銀行ハ引續キ資金ヲ紐育ヨリ引上ゲ又穀類出產ニ伴ヒ 内地資金ノ需要漸ク大ナリ一般前況モ關稅問題ノ決定、鐵道ノ 好況ニ促サレテ活躍ノ色アリ加フルニ南米向金貨輸出チ以テス 金利小締チ告ケ

鐵鋼ノ盛況、農作出産資金ノ需要ニ伴レ多額ノ資金ハ紐育ヨリ
内地ニ輸送セラレ金利ハ彌々高合トナリ下旬ニ到テハ緊縮ノ色
チ現ハシマリ同盟銀行ノ法定外準備ハ僅ニ百六十二萬弗ニ低下
ス通知貸二歩四分ノ三乃至四歩半トナル

外國爲換ハ當初引緩ミ金輸入ノ望アリシガ歐洲各地金利引締リ

四 曆 年 月	割 引 歩 合	金 在 高 増 減	摘 要
十月	歩引形 五〇〇——三五〇	(一) 五九五七六、九〇〇	ト共ニ形勢一變終ニ却テ加奈本南米等ニ金輸出ス行ハレタリ 市場ハ愈々緊縮ノ度ヲ強メ通知貸ハ一時六歩ニ昂騰セリ 前月ニ於ケル倫敦金利ノ暴騰ニヨリ南米ノ金需要ハ同地ヨリ紐 育ニ轉ジ月中金ノ輸出千五六百弗ニ及ビ金機緊縮ノ一主因ナリ セリ尙ホ農作出廻資金ノ需要續テ到リ又一般經濟界ノ恢復ニツ レ預金ハ次第ニ引出サレタリ融通手形ヲ通ジテ海外資金ノ流入 アリシモ左シテ金利ヲ引緩ムルニ足ラザリキ 越年後メ金融緩漫ヲ豫想シ定期貸ノ需要減退シ中旬ニ入りテハ 早クモ農作出廻ノ爲メ廻送セラレタル資金ノ一部ハ内地ヨリ回 歸シテ再ビ市場ヲ潤ホシ金ノ海外輸出尙ホ絶エザレトモ市場比 較的靜穩ニ経過セリ但シ月末ニハ適ニ通知貸ノ如キハ七歩迄 昂騰セリ
十一月	五〇〇——五五〇	(一) 二〇、七九五、〇〇〇	
十二月	四七五——五二五	(一) 二〇、六〇六、一〇〇	

第二號 東京興信所規則

- 第一條 本所は銀行其他商工業者に營業上の便利を與ふるの目的を以て本所定
むる所の地域内に在る會社、社團及個人の資産、信用及營業上の狀況を調査報告
するを以て業務とす
- 第二條 本所は會員組織にして會員を分ちて發起會員、特別會員及通常會員の三
種とす
- 第三條 本所は會員に限り報告するものなるを以て會員は其受けたる報告の事
項は之を第三者に漏らすを得ず
- 第四條 發起及特別會員は毎年金二百圓以上を通常會員は毎年金二十五圓以上
百五十圓以下を加盟金として出金し別に報告料として問合に對する報告一件
に付金五十錢を仕拂ふものとす
- 第五條 發起會員及特別會員は隨意に問合を爲すことを得るのみならず本所の
業務上調査したる事件は速かに之を報告し規定の地區外に渉るものと雖とも

調査の道あるものは其囑托に應じて之が調査を遂げ其便に供するものとす

第六條 通常會員は分ちて左の四種とす

一種會員 加盟金額 一ケ年 金百五十圓

右會員は随意に問合をなすことを得るのみならず本所の業務上調査したる事件にして會員に關係ありと認むる者は速に報告すべし

二種會員 加盟金額 一ケ年 金八十四

右會員は一ケ年百回以下の問合を爲し其報告を受くるものとす

三種會員 加盟金額 一ケ年 金四十圓

右會員は一ケ年五十回以下の問合をなし其報告を受くるものとす

四種會員 加盟金額 一ケ年 金二十五圓

右會員は一ケ年二十回以下の問合をなし其報告を受くるものとす

第七條 加盟金は毎半期分前金とし半期の中途に加盟するものは月割を以て計算し又月の半ばに加盟するものは其日數に拘はらず一ヶ月分を徵集するもの

とす又報告料は毎月計算して其仕拂を受くるものとす

第八條 會員若し半期の中途に於て加盟を斷ることあるも既に受取たる加盟金は一切之を返却せざるものとす

第九條 本所に加盟せんと欲するものは左の書式に倣ひ加盟申込書及誓約書を差出すべし

加盟申込書

拙者儀今般特別(通常一種二種三種四種)會員として貴所へ加盟致度候に付間合切符御廻附相成度別紙誓約書印鑑相添へ此段申込候也
年號月日

地名番地

職業 何 誰 印

東京興信所御中

誓約書

拙者儀今般特別(通常一種二種三種四種)會員として貴所へ加盟致候上は總て

坤甲種 第二號

規則を承認し左の條項堅く相守可申候

- 一、總て問合は拙者又は豫て貴所に届け置きたる代理人に限ること
 - 二、拙者の名義を以て第三者に對し又は拙者の名義を以て第三者の爲に問合を爲さざること
 - 三、貴所の報告は口答たると印刷物其他の書面たるとを問はず總て秘密にし決して第三者に漏さざるべし且報告を受けし事項に就ては公私を問はず貴所又は貴所員をして推問を受くるが如きことを爲さしめざるべし
 - 四、貴所の報告の當否并に其會社社團若くは個人に與ふる信用の度合等の如きは拙者自ら之を判断し一切貴所に其責を歸せざること
 - 五、此誓約に違背するか又は故意若くは過怠の爲め生じたる損害に對しては拙者に於て辨償の責に任じ代理人を以て問合を爲したる場合と雖も拙者に於て其責務を負擔すること
- 誓約書仍て如件

年號月日

地名番地

職業 何 誰 印

東京興信所御中

第十條 凡そ本所に對する問合は本所より豫め配附したる問合切符を以てすべし

但し發起特別及通常一種二種會員は口頭を以てするも妨げなし

第十一條 問合は問合切符一枚に付一會社一社團又は一人に限るものとす

第十二條 會員は代理問合人を設くることを得

但其人員は二名に限り其姓名地名職業は明記して本所に届け置くべし

第十三條 會員若くは代理問合人は豫め印鑑を本所に差出し置き問合の節は必ず之を捺すべし

第十四條 此規則を變更するときは前以て會員に通知すべし

第三號 有價證券當座保護預規程

第一條 本行は本行披封保護預規程第七條本行は披封保護預けを爲さんとする者の請求に依り本規程の外別に定むる所の有價證券當座保護預規程に従ひ特に保護預通帳切手帳を交付することあるべしに基き左の規程に従ひ有價證券の當座保護預を爲すべし

第二條 有價證券の當座保護預を爲さんとする者は第一號書式の中込書に取引上使用すべき署名及印鑑を添へ之を本行に提出せらるべし但場合に依り保證人を立てしむることあるべし

第三條 本行に於て前條の申込を承諾したるときは第二號書式の有價證券當座保護預通帳及第三號書式の切手帳を交付すべし但本行の都合に依り有價證券の預け入ありたる後切手帳の交付を爲すことあるべし

第四條 通帳の交付を受けたる者は預け入るべき有價證券に第四號書式の記番號目錄を添付し通帳と共に之を本行に提出せらるべし

第五條 前條の有價證券が記名式なるときは記名者毎に又二種以上なるときは其種類毎に該證券に關する必要の處分及手續を爲すとの委任狀を添付せらるべし

第六條 本行に於て有價證券を受入れたるときは通帳に記入し之を預け主に返還すべし

第七條 利賦札の附着すべき有價證券にして支拂期日又は支拂期間開始前の利賦札を切離したるもの及び毀損汚染若くは其他の事由に依り取引し難きものと認めたる有價證券は其保護預を謝絶することあるべし

第八條 本行は必要と認むるときは當座保護預を爲すべき有價證券の種類を限定することあるべし

第九條 本行は當座保護預を爲す有價證券の券面又は額面に依り又其拂込未済若くは賦札落のものは實際の計數に依り一ヶ月に付左の割合に従ひ預け主より保護預手数料を申受くべし但預け入又は拂出の月は其日數に拘はず總て一ヶ月を以て計算す

第三號 有價證券當座保護預規程

- 第一條 本行は本行披封保護預規程第七條(本行は披封保護預けを爲さんとする者の請求に依り本規程の外別に定むる所の有價證券當座保護預規程に従ひ特に保護預通帳切手帳を交付することあるべし)に基き左の規程に従ひ有價證券の當座保護預を爲すべし
- 第二條 有價證券の當座保護預を爲さんとする者は第一號書式の申込書に取引上使用すべし署名及印鑑を添へ之を本行に提出せらるべし但場合に依り保證人を立てしむることあるべし
- 第三條 本行に於て前條の申込を承諾したるときは第二號書式の有價證券當座保護預通帳及第三號書式の切手帳を交付すべし但本行の都合に依り有價證券の預け入ありたる後切手帳の交付を爲すことあるべし
- 第四條 通帳の交付を受けたる者は預け入るべき有價證券に第四號書式の記番號目錄を添付し通帳と共に之を本行に提出せらるべし

- 第五條 前條の有價證券が記名式なるときは記名者毎に又二種以上なるときは其種類毎に該證券に關する必要の處分及手續を爲すとの委任狀を添付せらるべし
- 第六條 本行に於て有價證券を受入れたるときは通帳に記入し之を預け主に返還すべし
- 第七條 利賦札の附着すべき有價證券にして支拂期日又は支拂期間開始前の利賦札を切離したるもの及び毀損汚染若くは其他の事由に依り取引し難きものと認めたる有價證券は其保護預を謝絶することあるべし
- 第八條 本行は必要と認むるときは當座保護預を爲すべき有價證券の種類を限定することあるべし
- 第九條 本行は當座保護預を爲す有價證券の券面又は額面に依り又其拂込未済若くは賦札落のものは實際の計數に依り一ヶ月に付左の割合に従ひ預け主より保護預手数料を申受くべし但預け入又は拂出の月は其日數に拘はらず總て一ヶ月を以て計算す

- 一 壹萬圓未滿
- 二 拾萬圓以上
- 三 拾萬圓以上

金拾六錢

壹萬圓を金拾八錢とし以上

拾萬圓を金壹圓貳拾錢とし以上

特別の事情ある場合に於ては本行は前項の手數料を申受けざることもあるべし

第十條 當座保護預の手數料は預け入の月より順序に三ヶ月分宛を其翌月五日迄に申受くべし但都合に依り前納を受くることあるべし

解約の場合に於ては手數料は月割を以て直に之を申受くべし

第十一條 既に受取りたる手數料は計算の誤謬ありたる場合の外如何なる場合に於ても之を返戻せず

第十二條 本規程に依りて預け入れられたる有價證券は切手に依るに非ざれば之を引出すことを得ざるものとす

第十三條 切手には一枚に付有價證券一種類を限り記載すべし

第十四條 第五條に依り委任狀を添付したる有價證券にして一委任狀に記載せられたるものは委任狀を分割して本行に提出せらるゝに非ざれば其一部分を

引出すことを得ず

第十五條 前條に違背して一委任狀に記載せられたる有價證券の一部分に付切手を振出したる者は切手所持人又は本行の請求に依り何時にても分割したる委任狀を交付するの義務を負ふものとす

第十六條 預け入れたる有價證券引出の切手を擔保に供する場合に於て當事者の請求あるときは本行は其有價證券の質入裏書其他必要の手續を爲すことあるべし

第十七條 本行は切手所持人の請求に依り切手に對し保證を爲すべし但既に保證したるものあるときは預入現在額面金額より其保證したる額面金額を控除したる残額に限り之を保證すべし

第十八條 前條に依り切手に保證を爲したる有價證券は保證切手に對してのみ之を拂出すものとす

第十九條 保證したる切手の所持人其切手を喪失したるときは速に其旨を本行に届出らるべし本行は其事實を認めたる上所持人の費用を以て公示催告の手

續を爲し無効の宣告ありたる後にあらざれば其有價證券の拂出を爲さざるものとす

第二十條 本規程に違背し又は預け入高に超過して拂出したる切手に對しては本行は保證又は有價證券の拂出を爲さざるものとす

第二十一條 本行は切手持參人の權限を調査する權利を有するも其義務を負ふことなし

第二十二條 引出又は切手の處分に依り保管有價證券の現在高に異動を生じたるときは預け主は通帳を提出し其記入を受らるべし

第二十三條 預け主又は本行は何時にても有價證券現在高の突合を求むることを得

第二十四條 保管有價證券の利賦札は支拂期日又は支拂期間開始の日之を切離し受取書と引換に之を預け主に交付すべし但し預け主より特別の要求あるときは利賦札を切離さざることをあるべし

第二十五條 前條に依り切離したる利賦札にして切離後三ヶ月を経過するも預

け主其受取方を申出さるときは本行は預け主の費用及危險を以て之を其住所に送付することを得

第二十六條 本行保管有價證券の取引は其引出の日が第二十四條の利賦札切離に在るときは其切離札を取除きたるものとす但第二十四條但書の場合には此限に在らず

第二十七條 第二十四條に依り切離すべき利賦札の取立を希望する者は豫め其依頼書を本行に提出せらるべし

第二十八條 前條の場合にて於ては取立に要する實費及相當の手續料を申受くべし但特別の事情あるときは手数料を申受けざることをあるべし

第二十九條 預け主は切手帳又は切手の紛失若しくは盜難等に因りて生ずる總ての損失を負担すべし

前項の場合の於ては預け主は遲滞なく其旨を本行に通知せらるべし

第三十條 汚染又は破損したる切手帳は之を本行に返還せらるべし

第三十一條 當座保護預を爲したる有價證券を相續したる者通帳の名義書換を

為さんとする場合に於ては被相続人あるときは被相続人、被相続人なきときは被相続人の親族二名以上の連署を以て第五號書式の請求書に該通帳を添へて本行に掲出せらるべし但場合に依り相續の事實を證明すべき書類の掲出を求むることあるべし

第三十二條 預け主解約を為さんとするときは通帳及切手帳を本行に返戻せらるべし

第三十三條 預け主は解約後と雖も既に生じたる義務を免かるゝことなし

第三十四條 本行は都合により何時にても有價證券の當座保護預を解約することを得此の場合に於ては預け主は通帳及切手帳を本行に返戻せらるべし

第三十五條 本規程に規程せざる事項は本行控封保護規程を準用す

第一號書式

當座保護預取引申込書

貴行有價證券當座保護預規程及切手用法とも承諾の上向ふ何ヶ年又は何ヶ月間取引致度此段申込候也

年月日

住所

預け主

某

住所

保証人

何 某

株式會社日本興業銀行總裁宛

第二號書式

有價證券當座保護預通帳

年月日預番號	切手番號	種類	株券			其他の證券			認印備考
			受高	拂高	残高	受高	拂高	残高	

第三號書式

當座保護預品受取切手

第一號

内譯

種類	記號	番	號	種類	記號	番	號
----	----	---	---	----	----	---	---

但委任狀何枚付記名證券のとき

右證券 殿又は此切手持参人へ御渡被下度候也

年月日

住所

何

某印

株式會社日本興業銀行御中

第四號書式

(一種類に限り記載すべし又記名なるときは券面種類の行に何某記名と記載すべし)

當座保護預品目錄

内譯

券面種類	記號	番	號	券面種類	記號	番	號
年月日				何	某印		

第五號書式

相續又は遺言に付き當座保護預通帳名義變換請求書

第一條 條有價證券當座保護預通帳

何冊

右は何某に於て御交付相受居候處同人儀何年何月何日死亡其他理由致

候に付き家督相續人遺産相續人又は受遺者何某名義に御變換相成度印
鑑相添へ親族連署を以て此段及請求候也

故何某家督相續人遺産相續人又は受遺者

住所

年月日

住所

親族

住所

親族

何

何

何

某印

某印

某印

株式會社日本興業銀行總裁宛

第四號 トレンス法の内容

○登記部長の職務及權限

〔上略第三條までは法律の名稱用語の定義なるに由り略す〕

一、本法に規定したる方式の執行は之を登記部長に委任す

二、登記部長の任命及代理

三、官誓の件

四、登記部長より發したる書類にして登記部長は之を手證し又は其命令に依りて

記載せられ之に官印を押捺し且登記部長自ら署名し又は其代理人の署名ある

ものは反證あるまで證據として之を受理し且之を公正と推定す

五、官印の件

六、登記部長は總督の認可を経て本法附録の方式を變更することを得

七、本法の規定を回避せんが爲め登記部長の印章を偽造し又は登記部長の發した

る方式を詐欺を以て變造したる者に對する刑罰

八、登記部長は左の職権を行ふを得

第一 登記部長は不動産をして本法の支配を受けしむる爲め出頭する所有者又は其他の人に對し又は本法の支配を受くる不動産に關し抵當權負擔を設定し又は滌除を行はんと欲する者に對し其不動産に關する遺贈書其他の證書の掲出を求むることを得

第二 登記部長は所有者及抵當債權者を證人として召喚し且之をして不動産に關し本法の爲めに採用すべき證書を提出し又は陳述を爲すことを請求することを得其請求に應ぜざる場合に於ては百リドル以下の罰金に處す又請求に應ぜざる場合に於て登記部長が其陳述及證書を以て重要と認むるときは登記部長は其申請に係る登記手續を拒むことを得べし

第三 登記部長は其訊問する人に對し宣誓を求め又は其陳述の眞正なることを記載したる書面を提出せしむることを得

第四 登記部長は重要と認むる證據を検したる上證書検査官と協議し權限證明書又は臺帳の錯誤を訂正し其の脱漏を追補することを得改竄に係る文字

を抹消し又は讀み難くせざるやを注意し且訂正又は追補を爲したる年月日を記入すべし此の如く訂正追補せられたる權原證明書及臺帳は錯誤又は脱漏なきときと全一の効力を有し且其効果を生ずるものとす但訂正又は追補を爲す前に登録せらるべき證書に對して効力を及ぼすことなし

第五 登記部長は王室又は失踪者又は無能力者の名義を以て王室又は無能力者に屬すと推定したる不動産に關する所有權の移轉又は契約を停止することを得登記部長は又濫りに隣接地の境界を定め之が爲め第三者の權利侵害せらるゝと認むるときは之を停止することを得

九、本法の支配を受くる所有權に關し必要なる審問中登記部長を補佐すべき證書検査官を任命することを得

十、證書検査官は法律家にして且該權限に關する事件に對し毫も直接又は間接の利害關係を有せざる者たるを要す

十一、登記部長及證書検査官は本法施行上發生する疑問に關し裁判所の意見を徴することを得

○當然本法の支配を受くる不動産

本法施行の當時王室より未だ拂下げざる殖民地土地は其の未開地たると公用地たるとを問はず後日完全なる所有權を讓與せらるゝときは本法の支配を受くるものとす

○不動産をして本法の支配を受けしむるに付必要なる

資格を有する者及其理由すべき手續

一、本法施行前王室より完全なる所有權を讓與せられたる土地は其拂下の一部たると全部たるとを問はず總て左の手續の履行して本法の保護を受くるとを得申請書は之を登記部長に提出すべく其記載方は附録第一方式又は之と同様の文體に依るべし又該申請書は左記の者より發するに非れば受理することを得ず

土地の完全なる所有權を取得したることを主張する者然れども管財人にして本法の支配を受けしめんと欲する不動産を賣却するに付明示の權限を有せざるときは最初其土地の所有權を相續したる者の承認書を申請書

に添附すること要す

不動産の收益權を有することを主張する者但婦は夫の承諾を経べし

未成年者なるときは父若し父なきときは母又は後見人

白痴又は無能力者なるときは親族會議又は後見人

但不動産の不可分所有權を有する一部の者の申請に係るときは他の共有者が該所有權全部をして本法の支配を受けしむることを承諾するにあらざれば登記部長は之を受理すべからず又不動産上に抵當權を設定したる者は抵當債權者の承諾を得るにあらざれば本法の適用を求むることを得ず抵當債權者は其證書上抵當物體を賣却する權能あることを記載するに非ざれば本法の適用を求むることを得ず又敗訴言渡の目的と爲りたる不動産の所有者は對手たる勝訴者の承諾を経て出願することを要す

二、申請人は其申請書に於て其不動産に關する自己の所有權又は其他權利の種類及普通法上又は正義上直に又は將來に於て他人に歸屬すべき物權の種類を記載し又不動産に豫贈資産に供したるや否占有せられたるや否若し占有せられ

たるときは占有者の氏名身分占有の権限並に若し知得するときは隣接地の占有者及び所有者の氏名住所を記載すべし申請人は又前示記載事項の真正を證する旨を附記し且不動産に關する申請人の権限を構成又は變更する書類にして自ら所有し又其權内に在るもの並に地圖又は圖案を登記部長に提出することを要す申請人は又下記二個の書類を申請書に添付すべし第一自己權限の真正を證明する要領書要領書に於ては權限を變更する一切の書類を説明し成るべく此等書類の爲め不動産に關し權利を有する人の氏名住所を記載すべし第二不動産に關し申請人の權内に在る書類を提出し又は表示したる書類のみなることを言明する書類此場合に於て不動産に關し權利を有する者は申請人のみななるときは之に署名すべし

三 登記部長が申請書を受理したるときは之を證書検査官に廻附すべし若し申請人が出願の目的たる不動産の直接最先拂下者にして其賣買證書抵當證書又は其他申請人の權限を生ずべき性質の行爲が毫も登記しあらざるときは登記部長は左に掲ぐる文例に依り權原證明書を利害關係人に交附し以て其不動産に

して本法の支配を受けしむべし

四 證書検査官に於て不動産が現實に申請人の所有に屬し且つ抵當又は物權を設定せず又は抵當債權者又は其他關係人に於て申請書に署名したることを認むるときは登記部長は該申請書を官報に一回及び殖民地新紙中少くも一新聞上に三回公告せしむべし登記部長は一ヶ月以上一箇年以下の期限を定め其期間内に於て故障の申立なきときは期限經過後其不動産をして本法の支配を受けしむべし

五 消滅せざる抵當權又は其他の負擔の存在したるとき申請書に連署せざる不動産上關係人(賃借人以外の)存在するとき又は申請人の提出したる所有權證明にして不備又は違法なるときは證書検査官は直に申請書を却下することを得又は之を殖民地の各官報倫敦「ガゼット」並に濠洲他殖民地の各官報上に數回公告することを得其期限は登記部長之を定む登記部長は最初公告の日より二ヶ月以上二ヶ年以下の期間を定め此期間内に故障の申立なきときは期間經過後其不動産をして本法の支配を受けしむ

六、登記部長は職權又は申請人の請求に依り申請人の費用を以て申請書に表示したる各人に對し申請に關する通知を發することを得、登記部長は此等の通則の證據を其登記所に保存すべし、利害關係人が通知を受けたる證據又は申請を知得したる證據は本法の保護を受くる者の爲め必要の時期に於て通知に接したる者の起訴すべき取戻又は賠償の訴權を無効ならしむる効力を有す

七、登記部長は裁判所より訓示する方法に従ひ申請の目的を公示し且登記所内人員に觸るゝ場所并に適當と認むる場所に於て附屬地圖又は圖案と共に公告文の謄本一冊を備置くべし、登記部長は又權原調査上利害關係ありと認むる者に對し特に意見を徴し一定期間内に故障の申出なきときは權原證明書を下附すべし

○權原證明書下附に對する故障

一、不動産に關し權利を有すと主張する者は法定期間内は自身又は代理人を以て登記部長に對し故障を提起することを得、故障申立人は第二號方式に依り登記部長に對し不動産を本法の支配に屬せしめざることを求むべし、故障申立書に

は主張する權限の種類を明示し且故障の基礎たる權原證明書の謄本及第十七條に規定したる如く申立事項の眞正なることを附記すべし

二、登記部長が法定期間内に提出したる故障を受理したるときは之を申請人に通知し且故障の除却又は管轄裁判所の決定あるまで一切の手續を停止す

三、登記部長に對し故障の申立を爲したる日より三ヶ月内に故障申立人に於て所轄裁判所に對し故障理由書を提出して其主張する物權に關する權原を證明せざるとき又は裁判所より登記部長に對する申請却下の命令書を登記所に提出せざるときは故障は消滅するものとす

四、故障申立人の請求する所單に一定の期限に至らざれば實行することを得ざる權利又は反證あるに非ざれば實行することを得ざる權利に關するときは又は故障申立人の理由とする所單に前賣主又は前取得人の能力に關し適法の證據欠缺に在るときは登記所長は故障を棄却すべし

五、登記部長又は證書検査官が申請を却下したるときは申請人は却下理由書を請求することを得、又登記部長の喚問を裁判所に請求するとを得、裁判所は登記部

長に審問したる後不動産を本法の支配に属するの許否を決す其許可の場合には本法に従ひ故障申立期間を定むべし

六、取調の爲め召喚を受けたる者は申請人の権原の効力に關し争訟することを得其訴訟費用は總て申請人の負擔とす

七、申請人は権原證明書下附前に其申請を取下くることを得登記部長は署名ある取下願書一覽の上提出に係る書類を總て申請人に還附すべし

○権原證明書の下附

一、登記部長か権原證明書を下附したるときは申請書に添付したる書類に印紙を貼用し捺印し之を保存すべし但該書類が同時に他の所有權に關係あるときは該書類を所有者に還附する前に書類中本法の支配を受くべき不動産に關する部分の欄外に其旨を記入すべし

二、申請中申請人又は其他代理人か権原證明書の下附を受くるに先たち死亡したる場合に於ては死亡したる申請人又は代理人の名義を以て該證明書を下附し利害關係人の死亡に先だち権原證明書を下附したるものと見做して不動産移

轉の効力を生ずるものとす

三、登記部長は臺帳を備置き之に拂下證書及権原證明書の副本を挿入し且各不動産に關する證明書の條款を附記すべし此際一不動産毎に一項を設くべし

四、権原證明書は第三號方式に依る正本二通を調製すべし登記部長は將來不動産に關し登記を申證するか又は之を聞知する抵當權負擔貸地代其他の物權を之に記入し其順位を示すべし

未成年者又は無能力者に**権原證明書**を下附するときは**未成年者の年齢**又は**無能力の原因**を證明書に記入すべし

正本の一は之を臺帳に挿入し他の一は之を關係人に下附すべし

登記部長が適法に署名捺印したる**権原證明書**は其記載事項及其登記に關し法廷の信用を有し之に指定せられたる者は之に記載したる權利を實際に享有する證據となるべし

権原證明書の下附申請書記載事項の不備又は違法又は申請書に添付したる書式の違法を理由として**権原證明書**を否認し又は之を無効とすることを得ず

○證明を臺帳に登記する事

一、不動産の拂下證書及び權原證明書にして登記部長より其臺帳中に於て占領すべき卷次及枚數の記入を受くるときは本法の支配を受けんが爲め登記したるものと推定すべし

右の如く登記したる不動産の讓與證書其他負擔を記載したる證書にして文言上拂下證書又は權原證明書に記載したる枚數を以て臺帳に記入せられたることを證するときは亦登記したるものと推定すべし

右文言に於ては證書作成の日時を指定し登記部長の署名を受くべし斯の如く登記したる證書中に指示しある人は利害關係人として臺帳上同一資格を以て記入せられたる者と推定す

二、本法に定むる書式の一に從ひ取交ぜたる證書にして臺帳に登記せらるゝときは該臺帳に編入せられ其一部を爲すものと推定す此編入の事項に依り署名者間於て證書に官印を押捺して送付せられたると同一の義務を發生す

登記の爲め提出する證書は原本二通を作製すべし其一是登記部長に於て之を

其記録課に收め他の一は之を關係人に返付す

○所有者及共有者に對する權原證明書の下附

一、用益者又は所有權の支分權を構成する其他の物權を有する者に對して其權原證明書を交付するときは所有者の資格を以て收稅臺帳に其記入を求むることを得此請求は手續第二に規定せる權原證明書交付の請求と同一の形式を以て之を行ひ登記部長は權原證明書の裏面に日時の指示と共に所有權者が其資格を以て收稅臺帳に其記入を爲したる旨を記入すべし保險基金に對する拂込の外其費用は權原證明書の交附に對する場合に同じ次項課稅

二、右の如く登記せられたる所有者又は其承繼人は本法規定の方式に從ひ其登記せしめたる物權を抵當質入し又は其他の負擔を設定することを得此條件を以て所有者が爲したる權利の移轉抵當契約等は本法の利益を享くべき不動産に關する類似の契約と同一なる登記の手續に從ふ

三、用益權又は其他所有權の支分權が消滅に歸し若くは混同に由りて同一人に對して所有權と併合したるときは登記部長は權利移轉の結果たる權原證明書の

無効に關し以下に規定する規則に従ひ用益者に交付せる權原證明書を取消し而して完全なる所有者に對して其權原の新證明書を交付することを得

然れども登記部長は其不動産をして本法の利益を享くることを得せしめんが爲めに成規の手續に従ひ且保險基金の拂込と共に同一の費用を以て所有者の權原證明書を交付することを得

四 權原證明書の交付せられたる終身物權が消滅したるときは其權利の歸着者が該不動産上に行使すべき權利を本法の規定に従はしむべき手續を爲さざる間は其物權の存する不動産を適法に讓與し又は負擔を課することを得ず

用益者又は使用者が承諾を爲し而して本法の定むる方式に従ひ其登記を爲したる貸貸借、抵當及其他の負擔は右用益者又は使用者の死亡の爲め毫も障害を受くるものに非ず

五 不動産又は物權の共有者として收稅臺帳に登録せられたる二名又は多數の者は生存者の權利と共に互に共有者と推定せられ其不可分の事情を指示せる各別の權原證明書を受領するものとす

○ 課 税

王室の直接特許若くは所有者の請求に由り不動産が始めて本法の制度の下に置かれたるとき又は遺囑又は無遺囑に由り既に登記せられたる不動産の移轉の場合に於ては附録第十四號に由りて其租税を納付することを要す

租税は其不動産に對する王室の直接特許の場合には不動産の價格に由り其他の場合に於ては權原證明書交付請求者若くは其相續人が宣誓を爲し又は合式に陳述したる價格に由りて之を算定す

然れども登記部長が右陳述の正確に付疑を懐くときは不動産價格の證明として採用せらるべき鑑定人の證明を求むることを得

○ 保險基金

右の如く徵收したる税金は之を殖民地出納官に交付し保險基金を作成せんが爲めに之より生ずる利子と共に之を殖民地政廳の各金庫に納入す

右基金は不動産が本法規定の適用を受けたるが爲め又は權原證明書の交付若くは本法規定の適用を得たる者に對する回收行使の障礙を爲すべき證書の記入の

爲め所有權又は物權を喪失せんとする者に對し裁判上認知せられたる債權の支辨に充つ

保險基金不足の場合に於ては右賠償金は殖民地の總基金を以て之を支辨す
後見人、管財人又は其他無能力者に對して之と同一の任務を有する者の瀆職又は懈怠に基因せる損失の爲め保險基金に對し賠償を要求することを得ず

○證書登記の法律上の効果

一、本法の規定に従ふべき不動産を目的とせる所有權の移轉抵當權の設定證書は本法に由り登記を爲したる後にあらざれば其効力を生ぜず
然れども證書登記の事項の爲め其證書が構成する一切の權利は證書面に明示せられ又は法文に由り默示の結果と見做さるべき條件及體様を以て關係者に對して之が移轉を爲すものとする
同一の不動産を移轉し又は之に對して負擔を設定するの目的を以て同一所有者が作製したる二個の證書が同時に登記部に提出せられたるときは登記部長は右二個の證書中出願人が特許證書原本又は權原證明書を提出したる分に對

して登記及裏書を爲すことを要す

二、他人か不動産上に有する權利の性質及原因の如何を問はず該不動産は詐欺の場合を除き登記を経たる所有權者に對して臺帳記載の結果たる負擔權利及地役に非れば之を負擔せず但他の所有者か本法に従ひ登記したる日附先の權原證明書若くは特許に由り同一の不動産を要求するときは此限にあらず
指示の脱漏又は不明に係る通行地役其他誤謬の經界は之を例外とす

三、臺帳に證書の記載を爲すときは登記部長は權原證明書の副本に右記載の事を記入すべし但し登錄長官か其提出を要せずと認めたるときは此限にあらず
登記部長は該證書登記の日時を前示證書の裏面に記入することを要す登記部長の署名及捺印せる右記入は其内容及其證書の登記に付法廷に於ける證據力を有す

四、不動産か本法規定の下に置かれたる後は如何なる特許者又は抵當債權者と雖も權原證明書より以前の日付を有せる所有の署名ある契約書又は義務書を提出することを得ず但右證書か不動産に對する負擔として臺帳又は權原證明書

に記載せられたるものは此限にあらず
然れども前項の規定は高等裁判所判事の命に依りて認可せられたる書類の提出を妨げず

五、本法規定の下に不動産を置きたるか爲め未必的復歸權を消滅するものにあらず而して權原證明書に其權利者として指定せられたる者は其復歸すべき所有權の總支分權に付其全範圍に於て其權利を行使することを得

○所有權の移轉

一、本法規定の下に置かるべき不動産を賣買せんと欲するときは賣主は第四號方式に由り證人の證明を経且權原證明書に右賣渡不動産の記入を爲す所有權移轉の證書を作製すべし此記録には右不動産上移轉に關する權利負擔及抵當を明記すべし其貸貸に附したる場合には貸借人の指定及貸貸借契約書を記載することとを要す

二、移轉證書か權原證明書に包含せる不動産の全部又は一部分又は一部分に付完全なる所有權の移轉を目的とするときは賣主は右權原證明書に之を添付する

を要す登記部長は該證明書記載不動産の全部又は一部分の移轉たる否とに従ひ取消の記載事項中に其移轉の狀況を記入し以て該證明書より其全部又は一部分の取消を爲すことを要す

三、登記部長は登記を受けたる取得者又は其他の讓受人に對して移轉證書に記載せる不動産の全部又は一部分に關する新權原證明書を交附することを要す此新權原證明書は最初の特許者又は移轉證書に關するものとす
登記部長は全部又は一部分抹消に係れる權原證明書を取上げ所有權者に對して賣渡しなき部分の新證明書を下附し該部分に係る全部又は一部分の取得者に對して其新證明書を交付するものとす

四、本法の規定を受くべき不動産上に本法の制度の下に置かれたる不動産の爲めに地役又は不動産年金以外の無體權利を設定したるときは登記部長は其臺帳に之が設定證明書を登録することを要す

○貸 借

一、本法規定の下に置かれたる不動産を貸貸に附せんとし又は復歸權を留保して

畢生間又は三年以上之を拋棄するときは其所有者は證人の證明を経且權原證明書の指示に基き第五號方式に由り貸借契約書を作成することを要す
抵當又は負擔設定契約書登記後作製したる貸借契約書は其登記以前に於て抵當債權者又は質取債權者の承諾を経るにあらざれば之に對抗することを得ず

二 賃借人は貸借契約書又は分離せる約束書中に完全なる所有權を買收するの權利を留保することを得此場合に於て取得の價額該權利を行使すべき時期其他契約の必要條件は貸借契約書に記載せらるゝことを要す賃借人が取得の契約を履行するときは賃借者は移轉證書を作製し且所有權の移轉に必要な方式を充たすことを要す

三 本法の規定に従ひ登記せらるべき性質の貸借契約か當然以外の解除の場合に於ては其日附の賃借者の署名の證人の證書と共に解除の文字を其裏面に記入することを要す登記部長は其裏面に解除の記入をなし貸借契約書の裏面に記入に由りて該解除が裏面に記入せられたることを示すべし此時期以後賃借

人に讓與せられたる權利は賃借者又は賃借契約か其行使を停止したる權利を有する者に復歸す

解除の記入ある貸借契約書の提出を以て該契約解除の證明をなすものとす
四 無資力決定書に由りて證明せられたる賃借人無資力の爲め貸借契約解除の場合に於ては裏帳及契約書の裏面に之か記入を爲すことを要す

○ 抵 當

一 本法の規定に服従すべき不動産又は物權を抵當に附するときは債務者は第六號方式に由り抵當債務書を作製し年金又は借地料の擔保の爲め不動産を質入するときは第七號方式に由り質入證書を作製するものとす
抵當債務書又は質入證書は抵當又は其の負擔を設定せられたる不動産若しくは物權の精確なる記入を爲し且權原證明書包含事項を記入し證人の證明を経ることを要す

抵當債務書及質入證書は登記部に對する提出の順序に由りて登記せられ其完成の日附に従はず主として登記の日附に従ひ其順位を定む

二、不動産の負擔に由りて擔保せられたる年金又は抵當債圖に關する原本又は利子の全部若くは一部分か一ヶ月間支拂はさる場合に於ては契約書に記載せる明示又は默示條件の不履行に於ける場合に同しく抵當債權者又は質取債權者は債務者に對し殖民地内に知られたる最後の住所に於て履行催告書を發したるの後一ヶ月を経て其効果なきときは自己の立會を以て抵當不動産又債權擔保の總物價を競賣又は協議上の賣却に附することを得抵當債權者又は質取債權者は該不動産を買受け且轉賣するを得るものに由りて生ずる損失に付責を負はす抵當債權者又は質取債權者は不動産の賣却を爲すか爲め有効に必要な一切の行爲を爲すことを得又買受人に對して代理支拂の領收書を交付する事を得但買受人は自己か辨濟したる代價の滅失又は轉用其他必要なる通知書を發せずして賣却を爲したる場合に於て其賣却の違法に付其責に任せず賣却の代價より先づ賣却の費用次に訴債權者の債權額を控除し其剩餘あるときは之を抵當債權者又は質入債務者に交附することを要す

三、賣却の訴追債權者に由りて作製せられたる所有權移轉證書は賣却の不動産又

は物産を其取得者に移轉するの効力を生し原簿登記すべき一切の抵當を負擔することなし

移轉證書か完全なる所有權の移轉を目的とするときは其取得者に對して權原證書を交付することを要す

四、毎週又は定期支拂金額は第六號又は第七號方式に由り其支拂の條件及方法を示したる文面を變更して抵當の擔保を受くることを得此場合に於て其支拂なきときは債務者は抵當物權の賣却を訴追するの期間を伸縮することを得然れども此變更の外債權者の權利債務者の義務は第二の場合に同じ

五、原本又は年金支拂の擔保として抵當又は其他の負擔を設定することを得此負擔の設定は所有權移轉を爲すものにあらず然れども抵當債權者は債務の辨償なき場合に於て其債權擔保の不動産の占有其果實及收入の徵收又は賃借人に對する支拂停止の命令を發することを得

又抵當債權者は債務不履行の場合に於て第二の規定に由り許與せられたる賣却權能を行使するに先ち債務者に對する追奪の請求を爲し且債務者が買戻の

權能喪失の事を法廷に宣告せしむることを得

六、抵當債務者は債務者に對する對人訴權の外二十一日以上地代遲滞の支拂擔保の爲め借地人に對して其催告書を發したるの後抵當不動産の占有借地人動産の差押賣却を爲し且借地人が受取るべき賣却代價中より元利其他費用の辨償を受くることを得

然れども差押に際し所有者に對する負擔金額の分其他辨償の強制を受くることなし

七、貸貸財産に對する抵當債權者にして其不動産及收入を占有せんと欲する者は其占有前貸借人の負擔と同一の程度に於て貸貸者に對して計算を爲すことを要す

○ 滌 除

一、登記部長に抵當又は其他の負擔設定證書が債權者の署名を經且證人の證明せる免除を裏書したるものを差出したるときは場合に從ひ全部又は一部分負擔の免除を臺帳に附記することを要す此附記の結果は該不動産として其負擔を

全免せしむ

終身債權者の死亡又は年金權消滅時期の到來したる場合に於て登記部長は其遲滞期間なき旨を證明したる後右權利の免除を臺帳に記入し其設定證書を無効となすことを要す

前二項の場合に於て登記部長は債務及其免除を權原證明書に裏書することを要す

不動産の一部に關する負擔に付免除ありたるときは其全部に對して之を主張することを要す

二、抵當債權者又は其代表者不在の場合に於て債務者は殖民地金庫吏員に對して其遲滞に係れる辨償額を供托することを要す然して金庫吏員は領收書を徴して日時 of 記入を爲し以て其臺帳に負擔の免除を爲すことを要す

右免除は債務者が之を爲したると同一の効力を有す

登記部長は其提出ありたるときは其設定證書及權原證明書に之が免除を記載することを要す右の如く金庫吏員に對する債務支拂の時は遲延利息の發生を

停止す

○ 抵當權の移轉

一、何人と雖も移轉證書の作製又は第八號方式に由り權原證明書に裏書を爲し抵當債權又は其他不動産の負擔に由り擔保せられたる權利を讓與することを得讓渡人に屬する權利及特權は移轉證書の登記に由りて讓受人に移轉するものとす

二、前條に規定せる讓與の結果訴訟の權利は全く讓受人に移轉す但讓受人が他人の代理人の資格を以て之を爲したる場合に於て裁判所は訴訟の結果取戻したる金額の供託を爲さしむるの權利を有す

○ 黙示の約款

一、本法の規定に従ひて爲せる契約中に權利の設定者又は讓渡人は之が利益を享有する者の費用を以て本法の規定に従ひ其契約を有効ならしめんが爲め必要な證書を作製すべしとの約款を黙示を以て包含したるものと見做す

二、本法規定の下に於て抵當債權を負擔せる不動産の讓與に於ては讓受人は抵當

の設定に由り擔保せられたる年金及利息を支拂ひ其他讓渡人をして抵當債權者に對し原本の請求に應じ且該債權者に對する義務に關して一切の責任を負はしむるの條件を包含す

三、抵當債務中に於ては債務者の負擔を以て左の條件を黙示に包含せるものと見做す

一、債務者は一定の時期及金額を以て且之が減少を爲すことなく其契約せる元利金額の辨償を爲すこと

二、債務者は既設又は將さに築造せんとする建物に修繕を加へ良好なる状態に於て之が保存を爲すこと債權者は其適當と認めたるとき其債務の消滅に至るまで現状検査の爲め該不動産内に立入るを得ること

四、貸貸借契約中に於て賃借人の負擔を以て左の條件を包含するものと見做す

一、賃貸借人は一定の時期に於て其借賃を支拂ひ課税及所有權の保持に關する附隨費用を負擔すること

二、賃借人は賃借物に修繕を爲し良好なる状態に於て其建物を保存すること

五、總ての場合に於て賃借人は左に掲ぐる權利を有す

一、賃貸者は適當と認むるときは其賃貸建物検査の爲め自ら現場に臨檢し又は其代理者を派遣し而して賃借人に對し適當なる時期内に執行すべき修繕の催告書を發すること

二、賃借人が六箇月の期間中修繕の義務を怠り又は該期間中賃貸借契約の明示又は默示條件を履行せず若くは修繕期間中其要求せられたる修繕義務不履行の場合に於て賃貸者は其不動産の占有を爲すこと

六、前條に掲げたる場合に於て登記部長は所有者が適法に不動産を占有したる證據の提出に基き其旨を臺帳に記入すべし此記入は賃借人が其權利に基きて設定したる總ての權利を無効に歸せしむるものとす但賃借人が其契約の條件違反に由り負擔すべき所の責任を免るゝことを得ず登記部長は其取消の目的を提出せられたるときは該賃貸借を取消すことを要す

七、賃借人の權利享有方法に就ては賃貸借契約書に記入すべき文例に由り略字の列記を以て該契約の要旨を提示することを要す

八、本法に由り規定せられたる移轉證書又は其他の證書が一人以上に由りて作製せられたる場合に於て其包含せる默示の條件は各人に對して連帶なく單獨の責任を負はしむるものとす

該條件違反の爲めに作製せる起訴の請求書には右條件全部を提示し原告人は契約書明記の條件が被告人に由りて手書せられたることを主張することを要す此規定は之と反對なる法律又は慣例あるも之に係らざるものとす

九、本法の規定に由り證書中に默示の包含と見做されたる約款は明示約款と同一の効力を有し且同一の方法に由りて執行せらるるものとす

十、本法の規定に由り證書中に默示包含と見做されたる約款は證書の本文又は裏書に明示せられたる反對の約款に由りて取消すことを得

十一、登記を經たる不動産及其他物件の所有者は第九號方式に記載せられたる證書に由りて之を管財人に交附することを得證書は證人の證明を經權原證明書に記入することを要す

十二、管財人の設定は特別證書を以て之を爲すことを要す該證書には本法の規定

に従ふべき財産と然らざる財産とを區別し同時に之を掲ぐるものとす
該證書の副本は其保管者たる登記部長に交付することを要す

但之が登記を爲さざるものとす

十三 本法規定の下に置かれたる不動産が管財人に供托せられたるときは該不動産は特に之を臺帳に記入することを要せず管財人は其任命登記後は不動産に關する名義の書換あるに拘はらず所有権者の如く該不動産の賣却抵當又は讓渡を爲し且其權原證明書を交付することを得其賣却の場合には代金領收書を交付することを管理職務世襲を明禁したる場合の外は其相續人も亦同一の權利を有す然して其所有者は補缺を監督することを要せず

十四 登記を経たる不動産の所有者が管財任命證書に「無世襲」の約款を記入したる場合に於て管財人が最初の人員よりも減少したるときは其代位享益者と合致して法廷に請求し之が認可を経るにあらざれば該不動産の讓渡を爲し又は之を抵當に附することを不得ず

管財人補缺の申請を受けたる裁判所は之が補缺を命じ且死亡者の補缺として

管財人を任命し登記部長は右權利の移轉及之が許可を爲せる裁判所の命令を登記することを要す

本規定は管財人の不在に由りて生ぜる缺員補缺の爲め管財人に由れる管財人任命を行ふことを妨げず此場合に於ては第九號方式に由る然して右任命せられたる管財人は原管財人と同一の權限を有するものとす

十五 無世襲の文字が管財人任命證書中に記入せられたるときは登記部長は管財人の在職期間管財人に交付せる權原證明書及臺帳に記入せらるべき各副本に之が記入をなすことを要す

○ 夫婦間の權利の移轉

登記を経たる不動産の所有者は其妻に對して該不動産の全部又は一部分を移轉することを得所有者たる妻も亦夫に對して之を移轉することを得

所有者は又自己と共同所有權を有せる他人の所有權を取得することを得此場合に於ては其指定讓受人に對して其權利を移轉せんが爲め移轉の登記を爲すの外他の手續を要せず

○破産婚姻又は死亡に基く権利の移轉

一、本法支配の下に置かれたる不動産若くは物件の裁判上賣却の場合に於ては登記部長に對して其命令を發し登記部長は臺帳及賣却の爲め提出せられたる證書に命令の日附及其接受の日附を記入することを要す此登記を爲すまでは裁判所の命令に由りて所有權の差押者と指名せられたる者に適法に登記せられたる所有者の權利を行使することを得

二、代位不動産の管理人は自己に由り又は自己に對して該不動産の取戻を爲したる場合に於て代位享益者に對して該管理人の名義を以て起訴又は應訴を爲すを許可することを要す

三、(ザイクトリア)女王第四十一年の法律第十八章第四條に由りて廢止せらる)

四、登記を經たる所有者破産の爲めに其不動産の賣却を行ふときは登記部長に對して管理人の任命を通知し之を臺帳に記入せしむるものとす

此登記を爲したるの後管理人代理者は其不動産の賣却を爲すことを得然して此目的を以て作製したる移轉證書は破産宣告前に所有者より發したるものとす

同一の効力を有す

然れども破産に陥りたる管理人の代理者は代位享益者の權利を障害すべき行爲を爲すことを得ず

無資力管理人は新管理人の任命及代位財産の保存に必要な行爲を爲すことを要す

五、本法の規定に由り所有者たる女子婚姻の場合に於ては登記部長は其婚姻證書提出の日付を臺帳に記載することを要す

爾後下に規定する形式に由り該女子の承諾せる所有權の移轉又は其他の負擔設定證書は登記部長之が登記を爲すことを要す

六、抵當債權又は貸借權か登記を經たる其債權者又は貸借人死亡の爲めに他人に移轉したる場合に於ては遺言證書の謄本又は無遺囑相続の場合に於ける占有免許狀は之を登記部長に送付し登記部長は遺言證書又は占有免許狀の日付、是等書類提出の日付遺言執行者又は占有の免許を得たる者の氏名其他死亡の日付を臺帳に記入することを要す此登記以後に於て遺言執行者又は占有免許者

は右抵當債權又は貸借權の所有者と見做さるゝものとする

七、死亡所有者の承継人又は遺産相續人は前所有者に代りて其所有者として登記せられんが爲めに登記部長に對する登記の命令を裁判所に請求することを得裁判所か關係者の權利保存の爲めに係争物件の寄託を命すへしと決定せるときは登記部長は之が記入を爲すことを要す

不動産抵當債權又は物權所有者の資格を以て登記を受けたる者は承継人の利益の爲めに其財産を占有することを要す然れども本法に由りて規定せられたる和解に付ては右權利者は該物件に關して絶對所有者と見做さるるものとする

○裁判所令狀の執行條文は略す

○分割

本法の規定に従ふべき不動産又は物權を共有者又は共通者間に分割する場合に於ては本法執行規則に定むる形式及文例を以て其移轉證書を作製することを要す

○特別なる場合權原證明書の交付

一、本法制度の下に不動産を支配せしめんが爲めに自ら其資格を有する者に由りて適法に其實却及讓與を許可せられたる代理者は委任者の名義を以て必要な注意を爲し且同一の名義を以て權原證明書を接受することを得
本法の規定に従ひ委任者の名義を以て代理人か作製したる不動産に關する證書は總て之を有効とす

委任者明示の許諾なき場合と雖も不動産は正當に本法制度の下に置かれたるものと見做さる但明文を以て委任狀に之が禁止ある場合は此限にあらざる

二、登記部長は關係所有者の請求に基き一不動産の數部分に關せる數多の權原證明書を唯一の權原證明書に改め又は唯一の權原證明書を數多の證明書に變ずることを得但官有地の經界に關する規則を遵守することを要す

登記部長が右新正證明書を交付するときは前證明書中に新證明書記載無効の理由を裏書として前證明書を無効に歸せしむることを要す

三、權原證明書、貸借契約書其他の證書に附記する目的を以て本法の規定に従ひ右證書の提出を要する場合に於て登記部長は關係者に對して其提出を免じ且

移轉又は其他の行爲を爲さんと欲する者の資格を證明すべき人違なき證明書の提出を以て足れりと爲すことを得

此場合に於て登記部長は権原證明書又は賃貸借契約書に附記の存せざることを臺帳に掲ぐることを要す然して其移轉は権原證明書に附記を爲したると同一の効力を有す

爾後登記部長が権原證明書に附記を爲さんと欲する場合には官報及殖民地一新聞に之を廣告したる後十四日を経て之が手續を爲すことを得

○買入の諾約

不動産買入諾約の履行を得んが爲め登記を経たる所有者に由りて起訴せられたる訴追に於て権原證明書は所有權に關して原告の證明正確の確定證據と見做され諾約履行に對する執行判決の理由と爲るものとす

○留置權の存せざること

本法制度の下に置かれたる不動産の賣主は其代價の全部又は一部分の不拂の爲めに留置權を有せず

○權利移轉に對する故障

一 不動産に對する權利主張者は第十一號方式又は其他の當該方式に由り故障を通知して其不動産に關する行爲に付絕對に又は下に掲ぐる規定に由り其排除の行はるゝまで其登記を防止することを得

二 故障申立を接受せる登記部長は之を關係者に通知し關係者は故障の理由説明の爲め裁判所に故障申立人を召喚することを得裁判所は此場合に於て適宜の處分を命令することを要す

三 本法の規定に由り登記部長に通知したる故障申立の書面には其申立人の氏名故障の目的不動産及要求權利を明記し故障申立人又は其代理人の署名を爲すことを要す故障に關する召喚狀は故障申立書に記載したる氏名に宛て又は故障申立書に署名したる代理人の選定住所に宛て之を發送することを要す

四 右故障有効期間中登記部長は故障の目的不動産に關する移轉證書及其他の證書を登記することを得ず

五 故障申立人權利の消滅拋棄又は故障者が辨償を受け又は其不動産の賣却若く

は低當の設定に付故障申立の理由なきことが證明せられたるときは登記部長は其故障を取消すことを要す

登記部長が故障の取消を爲したるときは七日以前に之を故障申立人に通知することを要す

六、妄りに故障を提起したるものは被害者の要求に由り損害賠償の宣告を受く

○委任狀(條文は略す)

○臺帳の抄本

一、登記部長は登記を経たる所有者の請求あるときは之に對して臺帳の抄本を交付す此抄本は第十三號方式に依り該所有者にして殖民地以外に於て不動産の賣却抵當又は其他負擔の設定を爲すことを許すものとす

右抄本の交付は臺帳及權原證明書の裏面に記入することを要す

抄本交付以後は之を取消さんが爲め登記部長に抄本を提出せず又は抄本棄却を十分に證明せざる間は更に臺帳に其不動産の移轉又は負擔に關する登記を爲すことを得ず

二、臺帳の抄本に包含したる不動産の移轉又は抵當を設定せんが爲めには其移轉證書又は抵當債務書各二通を作製する事を要す而して此二通の證書は殖民地以外に於て該證書領收の資格ある官吏に提出し該官吏は臺帳の抄本に其提出の旨を裏書して之に署名するものとす其他殖民地以外に於ける所有權の移轉抵當貸借借其他の行爲は殖民地に於て行はれ而して臺帳に登記せられたる者と同一の効力を有す又買主抵當債權者貸借人其他の權利讓受人にして臺帳の抄本に其氏名を記載せられたる者は同一の資格を以て臺帳に記入せられたる者と同一の權利を有す

三、委任狀及臺帳の抄本に關しては左に掲ぐる一般規則を遵守することを要す

イ、代理人の權限委任狀の明文に従ひ行使することを要す

ロ、委任狀に違ひ善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は其完成前に於ける所有者の死亡を理由として攻撃せらるゝことなし

ハ、善意を以て爲したる所有權の移轉若くは讓渡は委任者の破産を理由として攻撃せらるゝことなし

ニ、所有權を移轉せんとするときは登記部長に對して移轉證書と同時に臺帳の抄本及權限證明書を交付することを要す登記部長は移轉の登記臺帳抄本の取消、臺帳及權原證明書中に日附及其他各事項の記入を爲すことを要すホ、臺帳の抄本に記入したる負擔若くは抵當は其抄本の交付を臺帳に記入したる後に讓渡したる負擔又は抵當に對して優先權を有す抄本に記入せられたる抵當は其記入の日附に従ひ順位を定む
ヘ、抵當の滌除及移轉は殖民地以外に於ては官吏に由りて臺帳の抄本に記入せらるゝことを得但此記入は登記部長の面前に於て右行爲を爲すに當り要求せらるゝ所の權原證明書の提出及證據検査の後之を爲すことを要す右官吏が滌除の手續を爲したるときは登記部長に由り滌除の申請を受理し且登記を爲したると同一の効用を有す
ト、適法に臺帳の抄本若くは委任狀の紛失を證明し又は抄本、委任狀の變造の場合に於て登記部長は新たに該抄本、委任狀を交付し又は場合に從ひ登記部長に對して委任狀抄本を提出せしか如く更に之を作製す

チ、登記部長に對して權限證明書の抄本を還付したるときは登記部長は優先權保存の爲め抄本記入の貸借及抵當を臺帳及權原證明書に記入したる後右抄本の無効に歸するものとす無効の記入は臺帳及權限證明書の裏面に之を爲すものとす

四、登記せられたる所有者は臺帳抄本流通の場合の外第十四號方式に由り登記部長が登記したる委任狀を廢罷することを所得者は廢罷申請受理の日附を示し其以後該委任狀に基きて爲したる行爲を無効とするものとす
廢罷せられたる代理人が尙引續き代理行爲を爲すときは瀆職の罪に問ひ且百リール以上の罰金に處す但代理人が廢罷の通知に接する以前に於て代理行爲を爲したることを證明したるときは此限にあらず

○讓受人の特權

本法制度の下に置かれたる不動産の協議又は其他の方法を以て讓受けたる詐害の場合の外反對の規定あるに係らず登記に由りて擔保せられたるもの以外の權利に付一切の要求を免かる但「エリザベ」王第十三年勅令第五章に由り債權者に關

する擔保を害するものにあらず

○第三利害關係者及無能力の承諾

一 本法の規定に従ふべき不動産の處分に付第三者の承諾を要する場合に於ては其承諾は移轉證書又は其他の證書に予は之を承諾すとの文字を記入して之を與ふ此承諾は下に規定するが如く其署名及證明を經たるときは完全なる効力を有す

二 本法に由り請求せらるゝ行爲が未成年者白痴者又は無能力者に關するときは是等の者は後見人をして其行爲を代表せしむることを要す後見人なき場合に於ては利害關係者の請求に基き任命せらるべき特別後見人無能力者監督判事に由りて之を代表することを要す

三 有夫の婦が本法制度の下に置かれたる不動産に付單獨に又は本法の規定に従はざる他の不動産と共に所有權の移轉又は其他の行爲を爲すときは登記部長又は裁判所は之に關して婦より必要なる方式に由り其意思の陳述を受くることを要す又夫の面前にあらずして婦を訊問し婦の承諾か完全なる意思を以て

事情を詳述して之を爲したるかを確かむることを要す

然る後登記部長又は判事は其作製したる證書に記入を爲し(第十五號方式に由り其署名すべき證書を交附することを要す其他臺帳に交附の旨を記入し此方式を履行したる證書は未婚婦の作成したるものと同一の効力を有す

四 本法支配の下に爲したる行爲より生したる權利及義務は婚姻の場合に於ては其有効期間中夫婦に對して共に其効力を有するものとす

五 本法制度の下に置かれたる不動産に關して行爲を爲す所の團體は署名に代ゆるに捺印權を有する者の署名を爲せる證明書を添付したる自己の捺印を爲すことを要す

○立會證人

一 本法の規定に従ひて爲したる行爲が一名の證人によりて證明せられたるときは適法に證明せられたるものと見做す其行爲を爲したるものは殖民地内に住居するときは登記部長公證人治安判事又は宣誓委員の證明を受くることを要す又合衆王國內に住居する場合に於ては町村長若しくは公證人の面前に於て之

が署名を爲すことを要し然して署名は英國殖民地に於ては裁判所長、總督、書記官長、外國に於ては領事の面前に於て之を行ふことを要す

二、證書の製作は前示官吏の面前に於て當事者双方又は其署名證明の證人の宣誓又は確認に由りて證明せらるゝものとす此場合に於て證人は左の訊問に付確實することゝを要す

證書の署名を證明したる者は汝なるか、汝の署名を掲げ證人として記載せられたるものは汝の手署に係るか

證書の署名者にして汝が其署名を證明するものは汝の私交ある者なるか、署名者として掲げられたる氏名は其手署に係り且任意に署名したるものか、凡そ證人が官吏の面前に於て署名を證明したるときは官吏は其證書の裏面に第十六號方式を記入することを要す署名者が登記部長の知人なるときは登記部長は署名者が任意に署したる者に訊問したる後證書の裏面に第十七號方式を記入して證人の證明を免除すべし、
婦の作製したる證書に付ては前項第三號に規定せる方式は本條規定の真正に

關する他の證明を免除するものとす

右の如く交附せられ且記入せられたる證明書は證書署名の真正に付完全なる證據力を有す

○ 權限證明書の紛失

權原證明書の紛失又は棄却の場合に於て其所有者は事情を詳知したる他人の補助に由り登記部長又は其代理吏員に對して之が申告を爲すことを要す申告書には不動産に關する負擔及抵當に付其資格證明の爲め一切の書類を記入し登記部長が其申告を真正に認むるときは所有者に對して臨時權限證明書を交付することゝを要す此證明書には其臺帳の記載其他關係事項を詳記し且臨時權原證明書交付の旨を掲ぐるものとす

登記部長は右下部の日付及事情を具して臺帳に其交付を記入することを要す、交付せられたる臨時權原證明書は權原證明書と同一の効力を有し同一の目的に使用せらるべきものとす

登記部長は本條の規定に由り臨時權原證明書に交附以前十三日間官報及新聞紙

に之を廣告すべし

○圖面

- 一、登記部長は請求に基き測量部長が交附せる資格證明書を提出せる者に對して本法規定の行爲に付有効なる測量家の免狀を交附す
 - 二、本法の規定に従ふべき不動産を分割せんと欲する所有者は登記部長に對して道路、徑路其他公共の使用すべき場所其他種別の番號若くは記號を附せる各分配地を明記せる圖面を差出すことを要す
右圖面は登記部長又は治安判事の面前に於て免許測量家に由り其正確を證明せらるゝことを要す
 - 三、登記部長は本法規定の下に其不動産を置き又は之を賣却し其他之に負擔を設定せんとする所の所有者に對して免許測量家の證明を経たる圖面を登記所に差出すべきことを命ずるを得
(中略製式に關するの件なり)
- 所有者が圖面の提出を拒みたる時登記部長は其不動産又は所有權の移轉の

登記を爲すことを要せず後同不動産の細分を爲す場合に於て其新區分が十分なる間隔を有するときは供托せる圖面に之を記入することを要す然して右新區分の正確は前項規定の方法に由り證明せらるゝものとす

○調査

何人と雖も第十八號表に指定せる税率を納附し前示事項調査の爲め指定せる日時に於て適當なる期間内に臺帳の調査を爲すことを得

○證明せられたる謄本

凡そ第十八號表指定の税率を納附したる者に對して本法の規定に従ふべき不動産に關する登記部長の證明を経たる登記書類の謄本を交付す登記部長の捺印ある謄本は原本に包含せる事項に付き法廷に於ける證據力を有す

○回收、詐欺、賠償

一、下に掲ぐる例外の場合を除き本法の規定に従ふべき不動産の登記所有者に對して追訴奪權を受理することを得ず然して裁判所に於て權原證明書の提出あるときは該證明書に所有者として氏名を掲げられたる者に對し起訴の効力を

失ふ

但抵當債権者が債務者に對し又は貸貸者が賃借人に對する追奪の起訴、詐欺に由りて登記を経たる虚偽所有者又は承継人善意の買主又は抵當債務者を除き、に對する被害者たる真正所有者の回収訴訟、經界標設定の爲め回収訴訟、適法に登録せられ優先の日附を有せる權原證明書所持者たる不動産所有者の回収訴訟は前項規定の限にあらす

二、例外として回収訴訟の受理せられたる場合に於て該訴訟權が理由ありと認められたるときは裁判所は權原證明書不正に登記を経たる證書の無効新證書の書換及臺帳の附記を命ずることを得

登記部長は裁判所の命令を遵守することを要す

三、登記を経たる所有者は其回収訴訟受理の場合に於て其回収不動産の占有者と見做さるゝものとす

四、權原證明書又は臺帳の附記に詐欺、錯誤、脱漏ありたるが爲め不動産又は物權を奪はれたる者は之が爲め利益を得たる者に對して賠償の起訴を爲すことを得

右訴訟權は收奪の時より十箇年を以て時効に係り此期間は未成年者に對しては其効力の止みたる時より其起算を始む

然れども前意の買主抵當債権者は賣主又は債務者が自己又は代人に由り詐欺を以て登記を受け又は經界の誤謬を爲したるときと雖も其失權を來すことなし

五、賠償訴訟被告人の死亡、失踪又は破産の場合に於て保險基金より賠償を得るの目的を以て登記部長に對し起訴することを得

登記部長が敗訴の宣告を受けたる場合に於ては詐欺の結果利益を得たる者の無資力の場合に於けるが如く殖民地會計吏員は判事の證明書及總督の仕拂命令一覽の後右賠償金及訴訟費用を支辨し全部保險基金の負擔に歸せしむるものとす

賠償訴訟發生後十箇年を経過したるときは保險基金に對して賠償金の仕拂を請求することを得ず債務者が資力を回復したるときは保險金庫は登記部長の注意に由り之に對して其支辨せる賠償金取戻を求むることを得

六、登記部長は其屬官の責に歸すべき錯誤又は脱漏を理由とせる賠償の請求は登記部長に對して之を爲すことを要す原告の勝訴に歸するときは判事は其請求に由り主たる敗訴宣告の成立金額及費用を會計吏員に證明することを要す然して會計吏員は總督の交附せる仕拂命令一覽の後宣告の通知後二箇月を経て要償者又は其權利者に對して其賠償金額を仕拂ひ之を保險基金の負擔に歸せしむるものとす

起訴の書面は一ヶ月前に豫め登記部長及檢事總長に對して之を通知することを要す

判決は登記部長自身に對して之を執行することを得ず

訴訟上の通知は前項に掲ぐる通知書を除き現在檢事總長に對して之を發し而して登記部長に對して之を爲すことを得ず

七、原告が敗訴又は訴の取下を爲したる場合に於ては原告は被告の訴訟費用を辨償することを要す然して右費用は通常の手續に由り被告の名義を以て之を追訴するものとす

○ 權原證明不法の占有

一、登記を経たる不動産に關する權原證明書若くは其他の證書を詐欺を以て取得又は留保したる者は登記部長の召喚を受け然して一定の時期に其召喚に應ぜず且正當なる故障の申立を爲さざるときは登記部長は判事の逮捕狀を求むることを得

二、右召喚せられたる者が踪跡を失し且之を發見するに付搜索の無効に歸したることを證明せられたるときは登記部長は其旨を召喚狀に裏書することを要す缺席者の妻及婢僕に通知したる召喚狀は缺席者自身に之を發送したると同一の効力を有す

三、本項第一號の規定に従ひ召喚せられ又は逮捕狀に由りて逮捕せられたる者が登記部長又治安判事の面前に出頭したるときは登記部長又は治安判事は宣誓を爲さしめて之が訊問を爲し必要な場合に於ては不法に占有せる權原證明書又は其他の證書の取上を命ずることを要す

其拒絕の場合に於ては登記部長は第一百七條に規定せる紛失又は破棄の場合

に於けるが如く真正の所有者に對して權原證明書又は其他の證明書を下附するものとす此場合に於て登記部長は其臺帳に下附又其狀況を記入することを要す

四、缺席の場合に於て登記部長は取調後缺席者が出頭して證書の交附を拒みたる場合と同一の手續を行ふ

五、本法の規定に由り召喚狀又は逮捕狀に基づき其手續を爲す場合に於て登記部長又は裁判所は訴訟當事者に對し其負擔若くは要求する訴訟費用及其他の費用辨償を命じ且敗訴者をして之が全部の負擔を爲さしむるものとす

六、費用負擔者が其費用を辨償せざる場合に於て登記部長又は判事は其執行文を交付し之に由りて債務者の動産を差押へ費用の辨償に充つるまでの代價を以て該動産の賣却を爲し剩餘あるときは之を債務者に還付することを要す

七、前條の規定に由りて執行したる差押は其方式の欠缺に對して其違法を主張することを得ず但其方式不履行の結果損害を受けたる者は通常の手續に由りて賠償の訴を提起することを得

○登記部長の對人的責任

一、前示例外の外登記部長は自己の過失が惡意に出でざるときは其資格を以て爲したる過失に對する總ての追訴を免かるゝものとす

登記部長の身體又は財産は其資格を以て爲せる過失に對し其責に任せず

登記部長は本法の規定執行の爲め附與せられたる權限執行中に爲したる行爲に付費用其他の求償權を生じたるときは保險基金又は基金不足の場合には殖民地基金より其辨償を受く

二、本法の規定に由り證人として登記吏員の面前に召喚を受けたる者は刑事に關する證人召喚の規定に由り費用辨償を受く

三、請求書が正確にして且本法の規定に導由したることを證明せる原告若くは其代理人の署名ある證明書を添付して之を提出せざるときは登記部長は其不動産を本法の規定に服従せしめんとする請求又は登記不動産に關する請求は之を受理することを得ず

登記部長は其提出せられたる證書の正副二通を對照することを要せず然して

其錯誤若くは抵觸に付ても亦其責に任せず
然れども虚構又は懈怠に由り其錯誤ある證書の適法なることを不法に證明し
たる者は五十「リール」^一「ステル」^一以下の罰金に處せらるゝものとす但錯
誤の被害者に對する求償權を妨ぐるものにあらず

○會計

- 一、登記部長は執行會議の意見に基き總督が定めたる課税を徵收す但第十八號方
式に由り定められたる税率を越ゆることを得ず
 - 二、登記部長は其徵額を精確に算計し執行會議の意見を徵し總督が定めたる時期
及規則に従ひ殖民地金庫に之を納附することを要す
- 登記部長は自身又は會計吏員に由り供托したる金額を抵當債權者及其他の失
跡權利者の爲めに支拂ふべきことを會計官吏に請求し該官吏は適法に提出せ
られ且總督の仕拂命令を添付せる請求に應ずることを要す
- 權原證明書記載特別代理人の爲めに徵收せる手数料及罰金は一般收入に入る
るものとす

○詐欺罰則

- 一、故意又は情を知りて詐欺又は偽計に由り登記不動産に關する權原證明書又は
其他證書の文面を變更すべし附記を故意に臺帳に加へ又加へしめたる者、
同一の方法に由り權原證明書抄本又は其他の證明書を取得し若くは是等の證
書面に本法規定の裏書を加へ又は詐欺を以て之を取得せんと欲し適法に前示
行爲を爲したりと認めたる者は詐欺の宣告を受け且四年以下の禁錮に處せら
るゝものとす而して刑期の一部分は外房に於て之を執行す
- 二、明示規定の例外の外本法の規定に違反したる者は總て其訴追を受く然して其
權限内に於て檢事總長若くは登記部長か本殖民地所在各裁判所に對する請求
に由り刑罰及罰金の宣告執行又は徵收を行ふ

第五號

第一條 設立

第二項 丁年者十人紐育州法十三人以上協同して信託會社を組織することを得
但し該會社は信託會社法に規定しある責任を負ふものとす

第二項 該會社の商號中には必ず「信託」の二字を明示せざる可らず
但し既に設立せられ現存する會社の名稱を用ゆることを得ず、但し新設會社に

して既設會社の業務を繼續するの目的を以て成立したるものは此限に非ず

第三項 信託會社の資本金額は各株式一株に付百弗とし總額拾萬弗を下る可らず、而して悉皆拂込済となるに非ざれば條例に規定されたる以下の營業は一切爲すことを得ず、拂込済の事實は會社の社長及會計部長或は書記長兩名の警告により銀行局長の承認を得べし

紐育州の法律に依れば信託會社の資本金は少くも五拾萬弗とす

但し人口拾萬より貳拾五萬以下の都市にありては貳拾萬弗、人口六萬五千より

拾萬以下の都市に在りては拾五萬弗の資本金を以て營業を開始することを許し、人口貳萬五千以下の都市に在りては少くも拾萬弗以上の資本を要することとなすマサチューセツト州法に依れば信託會社の資本金は五拾萬弗以上百萬弗以下とす但し拾萬以下の人口を有する都市に於ては貳拾萬弗以上の資本金を以て開業することを得

第四項 該法律の下に組織せらるゝ會社の株券は同一の株式たるべし

第五項 該法律に従はずして州内に於て信託業を營むことを禁ず

第六項 他の規定によりて組織せらるゝ會社は信託の二字を商號に加ふることを得ず

第一條に關するイリノイ州法は左の如し

如何なる會社たりとも會社法に據り信託業を營むを目的として結社し種々なる信託を引受け管財人、後見人、管理者等を得るは自然人と等し

第二條 結社願書の書式

信託會社を組織せんとする時は其發起人たるべきもの記名捺印の上左の事項を

記載したる結社願書を差出すべし

- (一) 信託會社の商號
- (二) 營業の場所
- (三) 會社の目的
- (四) 株金の高及株數(此願書差出す前には悉皆拂込)
- (五) 發起人の住所姓名及各自の有する株數
- (六) 會社營業の年限(紐育州の法の最長の年限を五十年とす)
- (七) 其他該條例に違反せざる事項にして該會社が挿入せんと欲するものは記入するも効なし例へば定款又は取締役の權限等の如し
- (八) 取締役に選舉せられたる發起人は定款によりて責任を果すべしとの誓約

第三條 營業認可の手續

第一項 前條の願書は銀行局長直ちに之を受理し記録に登錄せらる若し局長に之を以て會社の必要にして適法のものたるを認めたる時は承認の旨を願書に添書するものとす該局長の添書ある願書及寫は裁判所又は如何なる所に於ても確實なる證明となす

第二項 銀行局長の點檢を終れば土地の登記と等しく其營業地の郡役所の記

録に記載せられ更に再び銀行局に於て登記せらるゝものとす

第三項 前條の手續によりて登錄を経、茲に初めて會社の組織成立し發起人は會社員として願書に記載せる名稱の下に存立し、凡て信託會社法に依りて支配せらるゝものなり、但し願書を差出したる日より一年以内に銀行局長より認可を得ざる時は該會社は成立せざるものにして其願書は無効となりたるものと知るべし

第四項 前條に記せる願書の登録を了り資本金額拂込濟との保證を知る時は銀行局長は充分の調査を遂げ該會社成立の手續は悉く信託會社の條例に相當せることを確認したる時局長は登記及資本金拂濟の保證を受取りし日より三十日以内に該會社へ對し署名捺印の上該會社は慥かに當州の法律によりて適法に組織せられたるものなれば當州内に於て其業を營むことを許可すとの準許を與ふべし、斯く許可せられたる會社は其準許狀を會社所在地の新聞紙上に一週間一度つゝ少くとも四週間續載して廣告すべし、但し該所在地に於て發行する新聞紙なき時は最近地の新聞紙に廣告すべし、或は局長の指定する所に從ふ

べし

此の結社の手續及許可に關する紐育州とイリノイ州とはニュージェルシー州法と稍々異り先づ結社願書を銀行局に差出して其許可を得次で營業願をなすなり結社願に許可を與ふる手續は毫もニュージェルシー州法に異なるなしと雖も其營業願の手續に至りては相違せるものなり
即ち紐育に於ては第二條に於ける願書は受理の日より六十日間更に二通の同一なる願書を受け一は其營業地の郡役所の記録に載せ一は銀行局長之を保管す結社認可前に其會社の目的等は銀行局長の指命したる營業地の新聞紙に少くとも四週間繼續して廣告するを要す且つ其廣告の寫は認可の十五日前に是地にある既設の信託會社に配布すべし又新聞に掲載せる廣告には發起人の姓名會社の名稱及其會社の地位等を結社願書の通り掲載せざる可からず
此願書にして局長の承認を経れば直ちに検査を受べき權を有することを證明するものとす而して銀行局長は種々の方法を以て發起人の適否其信用及土地人民に便益を與ふるや否や等を調査の上合格したるものには検査證を與へし

日より十六日間に願書に記名せる全部若くは一部分の發起人に宛て營業の認可を與へ不合格なりと認むる時に同期日間に其趣を所轄郡役所に通知するものとす

銀行局長は會社資本の悉く拂込済となりたる檢定なき限りは業務を始開することを許さず又其業務を創始するに際しては會社は株主の住所株名及其所有株數を記載したる株主名簿の重役二名の保證したる届書を添へ同局長に届出てしむ

第四條 營業權

信託會社は左の營業を營むものとす

- (一) 州市及他法人の金銭出納代理人となりて其收支を取扱ふこと
- (二) 債券株式其他有價證券の所有權等を移轉する手續に關する事務を擔當し且つ法律又は其他の法に依りて組織せられたる外國及内國の諸會社の代理人たること
- (三) 個人或は會社より信託金及各種の證券財産其他を預り且つ動産及不動産を

擔保として貸付くること

(四) 會社業務上の必要又は便宜の爲め不動産を賣買貸借し、又其債券及債務償却の爲め不動産を讓受又は之を保有することを得

(五) 州市の政治的團體の債券及諸會社の株券又は債券發行の代理者たることを得

(六) 特別の財産を有する既婚婦の信託金を管理し又は該財産の整理者となりて之に關する總ての事務を執行すること

(七) 裁判所の命令又は任命によりて後見人となり未成年者の財産を管理し又は個人及會社が裁判所に支拂ふ金銭を管理すること

(八) 裁判所が個人會社公民及其他の有權者に依て與へたる總ての法律上定められたる信託を受け之を保有整理し又は賣却するの權を有す且つ會社の爲したる信託事業及其義務に關して其信託に關係を有する各人より報酬を受くることを得

(九) 一人又は數人に依て託せられたる資産或は許可委任及要求による總ての債

券を保有し亦之が執行の權を有す

(十) 株式約束手形債券の擔保其他有價證券を賣買運轉すること及金銭又は之に對する證券を借り又は預り又其運轉を依頼されたる時は之に對して其會社の債券を發行し又は交換すること但し紙幣を發行することを得ず

(十一) 法律上債權者の爲めに其債務者の管理又は信託受權者の任命及信託を受くること

(十二) 裁判所の命令及任命又は其他の方法に依りて個人及會社の財産信託受權者又は信託者たること

(十三) 最終の遺言に依りて遺産の執行人又は管理人たること又其遺言の有無に拘はらず其遺産保管者たることを得且つ瘋癲白痴及無能力又は常醉者の爲め保佐人たること

(十四) 保護預は會社に於て凡ての責任を負ふものとす、各土地所有者の確否を調査して之を保證し又信用と責任を有する地位及職務に在る人を保證し、法律上二人以上の保證人を要する場合に單獨にして其効力を同ふすること但し本

項に掲げたる権利は其結社の願書に掲げざる可らず

(五) 預金の目的を以て財産を委任せられたる時は利札の金額其他總ての證券の利息を收領することを得

(六) 契約に基き諸會社の社債償却準備積立金を預り且つ運轉することを得

(七) 合衆國及州法律に抵触せざる以上は諸類の信託を執行することを得

(八) 預金を受くるに際し其拂込方法は手形を使用するか或は其他の方法に依る

か又は否とは當時者の契約によるものとす(紐育州法五十五條に依れば銀行と均しき權利を有するものとす)
紐育州法にして取締役及役員は會社より直接とを問はず金錢を借用することを得す又紐育州法願書に依れば許可の記載なき土地に支店を開くことを得ざるものとす

第五條 營業の權限

該條例に依りて組織せられたる信託會社は商業手形を割引するの權を有せず本州外に發行せられたる手形又は證券を貸付するとを許さず而して手形及證券は必ず土地其他の擔保品として發行し時價の九分掛けとす信託受權者破産管理者

遺言執行者後見人及受託者として交付せられたる金錢證券其他財産の通用は之を會社の資本金又は其他の財産と共に運轉す又會社の負債を辨償するに用ゆべからず信託會社に委託せられたる財産は總て該條例によりて使用運轉せらるべきものなり

第六條 財證金

信託會社か信託受權者破産管財人遺產管理者後見人及び受託者に任命せられ其職務を執行するに當り社長及會計部長をして誠實に爲すことを誓はしむるの外に別に保證金を要せず但し他日修正せる場合は此限に非らず

第七條 準備金

信託會社は別途に準備金を積立て單に個人信託業に用ひんが爲め裁判所の會計課に準備金を納むるにあらざれば裁判所より整理人管財人遺言執行人後見人及管理者等に任せらるゝことなし

會社が前項の任命を受けたる時は社長及信託部長は其任命者の前に於て(一)前記準備金を法規の通り別途に積立て且つ裁判所に納付したることを誓ひ(二)會社發

行の債券は該準備金の五倍を超へざるを證せざるべからず但し該準備金にして十萬弗以上に達したる時は特に十倍迄之を許すものとす又該別途準備金は他の負債を償却せんが爲めに使用すべからず而して信託會社が他の法規に依り保證金を與へし場合及び遺言又は契約に依り依頼せられたる時は該準備金を要せず

第八條 修正及變更

信託會社は銀行局長の認可を得て營業の年限を延期し又は名稱を變更し又は資本金を増加する等其他種々の變更又は修正を爲すことを得其手續は左の如し

取締役は先づ變更の必要と利益とに關する議案を調製して株主總會を開き株主三分の二以上の賛成を得たる時は保證狀を作成して會社印を押捺し社長及書記長署名の上其趣を證明して之を銀行局長に差出して營業願書の修正をなすものとす但し此變更にして萬一現在の契約者に不利益を與ふるものと認むる時は銀行局長は變更することを許さず

第九條 株主名簿

信託社會長及書記長は其會社の株主の姓名及其所有株數を詳細に記載せる名簿

定款の修正變更

株主名簿

を備へ何時たりとも株主の一覽に供すべし

第十條 取締役株主總會役員

會社役員及株主總會配當及積立金

信託會社の營業は五人以上の取締役之を整理す取締役は株主總會に於て一箇年の任期を以て選舉せらるゝものとす

取締役會議は過半數を以て會議の定員となす但し取締役九人を超ゆる時は六箇月以内に五人を以て定員となす旨取締役に通知すべし

株主定期總會は毎年一月第二火曜日を以て該會社營業の尤も繁激なる地を選びて開會す但し時間は別に定款に於て之を定め其他の新聞紙に少くとも十日前に其旨を報告すべし但し其地に發行する新聞紙なき時は最近地の新聞紙を以て之に代ふ總會に於て取締役を選舉するに當り株主は各一票の投票權を有するものにして少くとも五株以上を所有する株主中より選舉し又は各自記名の上該投票を郵送することを得

取締役は毎年社長及副社長を選舉し書記會計其他の役員及雇員等を任命するの權を有するものとす其任免法及任期は總て定款に據る

配當及積立金

取締役は會社の損害計算書を調製し一切の費用、利子及税金其他總ての損失及未濟勘定等を取り除きたる上其意見に依りて配當金額を定むるものとす此項に於ける未濟勘定とは會社に收むべきものにして其元利取立の期限來り更に十二ヶ月を經過したるものを云ふ

されと少くとも前期間に於ける純益十分の一を年々積立て資本金の二倍に至りて已む而して終始此割合を保たざる可らず

第十二條 監査役

取締役は取締役中より特に監査役を選任して會社の業務及財産の狀況等を調査報告せしめ會社の記録に之を收るものとす

第十三條 役員の貸金及罰則

信託會社は其社長、副社長、職員及び雇員等に對し取締役會及び専務取締役の許可なくして金錢を貸與することを得ず、若し必要ある時は必ず取締役に宛て願書を取出さしめ取締役會議の決議に依り決定するものとす、又貸越をなす時も之れに

監査役

社員の貸金及罰則

報告及公告

同じ若し該會社の役員にして故意に該規定に違反したるものは輕罪として處罰す

第十四條 報告及公告

信託會社は毎年少くとも二回社長、副社長、書記長及び會計部長并に少くとも三人の取締役の誤謬なきことを證明したる報告書を命令せられたる日より廿日以内に調製し銀行局長に差出すべし、該報告書の書式は銀行局長の定めたるものにして綿密にして適當の分類をなし、一見能く貸借關係の明瞭なるを要するものなり而して局長二週間以内に該報告書の概略を會社所在地に發行する新聞紙に廣告すべきことを命ず、但其費用は自辨たるべし

若し局長にして會社の狀況を知るの必要ありと認むる時は何時たりとも會社より臨時に報告を差出さしむるの權を有す

會社にして該報告を差出すことを怠たり報告期日を経過したる時は其當日より一日百弗の割合を以て罰金を課するものとす

第十五條 虚偽の報告

會社の取締役、役員及雇員にして故意に事實を隠蔽し虚偽の報告をなし又詐偽の

虚偽の報告

記帳をなし又は官命を享けて會社の狀況を檢查するものを欺かんと謀るものは輕罪を以て之を處罰す

自社株券の賣買

第十六條 自社株券の賣買

各會社は自社の株券を擔保として金錢を貸出し又之を買收することを得ず、但し其貸附并に買收か行掛上會社の自衛の爲止むを得ざる時は之の限りにあらず而して之を買入れ又は擔保品としたりとするも一箇年内には公賣に附し或は賣却せざる可からず

第十七條 未成年者の預金

未成年者又は其名義を以て預金せられたる場合に於て其未成年者か成年者に達したる時は預主の權力及び利益は全く其預主に屬して他人の干渉を受けざるものなれば其預金に關する一切の利益金は預主に歸するものなり其儘預金すると引出すと或は會社か其管理者たると否とは一に其者の意志に任す

第十八條 預金に對する準備金

信託會社は當座預金を以て其營業の一部とする時は之に對して少くとも其預金

未成年者の預金の準備

預金に對する準備

の一割五分の準備金を積立て以て不時の取付に應ぜざるべからず而して其準備金の五分の四は諸銀行及他の信託會社と取引上より預る高を以て之に充て其五分の一は必ず現金にて備へざるべらず若し準備金にして預金の一割五分の割合を缺く時は此割合に達する迄爲替手形を買入るゝ外一切貸出すことを禁せられ又利益配當をなすことを停止せらるゝものとす

第十九條 會社の檢查

信託會社は銀行局長の檢查監督を受くべきものとす若し局長は職務上檢查の必要ありと認めたる時は自身又は代人を派して何時たりとも會社を檢查するものとす

此場合に於て會社の役員及雇員等は帳簿諸種の有價證券及び會計等を整理して検査に供し局長又は検査官は取締役役員及び雇員等に宣誓せしめたる上營業を検査するものとす

第二十條 不確實なる信託會社に對する方針

前條の如く局長が検査したる結果に依りて信託會社の法律に違反するか又は其

會社の検査

違法又は
不確實な
取扱
る會社の

附則

六六

存立を以て有害と認めたる時は其趣を警部長に届出べし又必要と認むるときは警部長の職務を執行し終る日迄又破産管財人の選任せらるゝ迄其財産を押收することあるべし但し清算事務の終結せざる間は會社の債主及株主は押收せられたる財産の返却を請求すること得ず

第二十一條 罰則

信託會社が検査官に對して検査を拒否し又は取締役及役員にして誓言を拒み且つ會社營業の検査を拒絶したる時は局長は直ちに其趣を警部長に告訴すべし警部長は不確實の信託會社の所置法により之を處分す
若し局長が其設立認可又は州法に違反せると認めたる會社ある時は記名又は官印を押捺せる命令狀を發して其營業を差止むべし若し之を拒む時は警部長に告訴し之を處分せしむべし

第二十二條 閉店の手續

信託會社が資本缺乏の爲め其營業を繼續する能はざるときは警部長及び株主債主は裁判所に管財人及管理人の選任を申請すべし裁判所は之を検し或は法廷を

閉店の手
續

開き辯論の上其申請の正當なるときは直ちに命令狀を發して會社役員の權限を剝奪し營業及貸金の催足を禁じ且つ財産を押收して管財人を選任するものとす
若し取締役が株主の四分の三以上の承諾を得て廢業せんと決定したるときは廢業の理由及其趣を其州銀行局長に願出たる後特權を擧げて之を同局長に返還し廢業するものとす但し財産整理の必要上解散許可を得てより尙ほ三箇年間は事務整理の爲に繼續することを得然れども他の營業を爲すことを得ず
右合意廢業の場合には其事務の管理は取締役之に當ると雖も裁判所の命令又は債主株主等の請求に依りて之を變更することを得

第二十三條 破産管財人

信託會社にして當然の義務を果さるときは裁判所は會社の債主株主の爲に訴訟集收及賣却等總て財産に關する全權を有する破産管財人又は受託者を選任す

第二十四條 手数料

營業認可を得たる信託會社は左の手数料を銀行局に納むべし一營業願には資本金に對して千弗毎に貳拾仙の割合とす但し最低敷料を貳拾五弗とす二信託會社

破産管財
人

手数料

甲種 第五號

八七

か其營業を延期せんとする時は營業願と同一なり(三)廢業願又は稱名變更營業願の修正及資本増加願は總て貳拾弗とす(四)設立を認可する時は五弗とす(五)報告を領收する手数料は毎年貳拾弗を納むべし(六)局長又は検査官が検査をなす毎に其費用は凡て會社の支辨たるべし(第十四條参照)若し以上の手数料を納附せざるときは州名を以て局長より訴訟を提起するを得

第二十五條 立法部に對する報告

銀行局長は毎年新設の信託會社及各信託會社の報告の概略を立法部に報告するものとす

第二十六條 課 税

各信託會社は其資本金總額拂込と未拂込とを合したるものに對して増税を徴收せらるる所有地に課せられたる地租は所在地の稅務署に納税するものとし其他信託資金株券所有財産及特權等に對し課税を要せず

第二十七條 資本及信託金の運用

信託會社の資本は債券及其州内に於て確實なる土地にして貸付金に二倍せる價

立法部に對する報告

課 税

資本及信託金の運用

格を有するものは之を擔保として運用するを得其他州債公債有價證券及法律上に於て故障なき會社株券にも投資することを得信託せられたる金員は資本金を運用する法規に従ひ運用するものとす其他動産不動産を擔保として貸付くるとを得

第二十八條 利子及貯蓄

凡そ總計百弗以上の金額は裁判所の命令によりて執行人管財人及後見人として集金又は保管することを得但し此場合に於ては領收金額を投資する迄は年二分以上の利子を付するものとす

第二十九條 株主の責任

若し會社にして其負債を償却すること能はざる場合には株主は個人的責任を負はざる可らず但し各株主の償却責任は其所有株券面の金額より多からざるものとす

以上二十九箇條に分ちて譯述したる所に依り以て信託會社に關する法規の性質を知るに足るべし

利子及貯蓄

株主の責任

坤乙種附錄

〔第一〕第一六八頁第二表へ追加

獨逸帝國銀行券流通高

西曆一九〇九年十二月三十一日現在

千馬券	三八七、六二四、〇〇〇
百馬券	一、四〇一、七二三、四〇〇
五十馬券	一四一、三五三、四二五
二十馬券	一四〇、八一〇、九六〇
計	二、〇七一、五一一、七八五

〔第二〕第三四八頁 第十二表ノ二ノ追加

英國十六銀行ノ預金及貸付 一九〇九年十二月末現在

預金	四七、九〇一、八五四	割引及貸付	二七、三三五、四九二
----	------------	-------	------------

主府及地方	三六、四六六、八七三	一九、一九九、二三六
倫敦及地方	倫敦及ウエストミンスター銀行ト合併シ倫敦地方及ウエスト ミンスター銀行ト改メリ	
倫敦及州郡	一五、八五七、四四五	九、四六九、一九八
倫敦及西南	一五、八一八、七八四	八、七八九、一四〇
倫敦市及ミッドランド	六九、六四四、五一九	四三、六九二、五六〇
倫敦株式銀行	二二、一四〇、七〇三	一七、〇〇八、九二四
パース銀行	三七、八九〇、〇三九	二〇、六四六、七四二
倫敦及スミス合同	三七、六八四、〇〇四	一九、一九三、四六五
倫敦地方及ウエストミンスター	七一、八五八、三一一	四三、五一二、九四五
國民及州郡	五九、五四一、五七四	三三、四六八、六〇九
合計	四二四、八〇四、一〇六	二四二、三〇六、三一一

坤三六九頁 (イヤイブツク)

千九百九年米國銀行實況

四月二十八日報告

坤附錄

一 國立銀行(九月一日)

六,九七七個

(イ) 資本合計

九四四,六四二,〇六七弗

(ロ) 預金個人

五,〇〇九,八九三,〇八〇

一 州立銀行

一一,三一九

(イ) 資本合計

四一六,〇五九,九〇〇

(ロ) 預金

二,四六六,九五八,六六五

一 貸金及信託會社

一,〇七九

(イ) 資本合計

三六二,七九三,二二三

(ロ) 預金

二,八三五,八三五,一八一

其他個人銀行は千四百九十七個貯蓄銀行は千七百〇三個

坤三七七頁 第十七表 (エコノミスト千九百十年一月一日)

千九百九年ニ於ケル英國破綻數

銀行業

〇

化學及藥品事業

一七〇

建築及材木事業

九六四

石炭及鑛山業

二四三

穀類及家畜種子業

四三三

皮革及車業

四七三

吳服絹類毛物類

一,一七四

商買仲買及辨理業

三四〇

陶器玻璃器事業

四四

印刷及文房具業

二二二

農業

四二七

酒煙草業

四九八

家具及裝飾

一九五

雜業

九五三

雜貨及食料品

二,二五一

合計

九,三八九

金物業

三五二

千九百五年

七二八

鐵及鋼鐵業

二二六

酒煙草

六年

六四一

金銀寶石及小品間物事業

四〇五

七年

五九二

〔第三〕 第三五四頁第十五表を左の通り改む(日本銀行の六千萬圓は三千万圓の誤)

明治四十二年末各種銀行の實況 (大藏省調査)

行種	公稱	拂込
日本	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
正金	二四,〇〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇

坤乙種

六五

勸業	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,二五〇,〇〇〇
農工	三〇,一七〇,〇〇〇	二九,三六九,六六五
興業	一七,五〇〇,〇〇〇	一六,二五〇,〇〇〇
臺灣	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
拓殖	五,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
普通	四二七,九〇〇,四八〇	三一,一三五四,五六五
貯藏	八一,九四三,六〇〇	五一,八二五,九二四

〔第四〕獨逸に於ける穀倉の實況第五四七頁第五行の次*

輓近獨逸に於ても穀倉の必要を説く者多く普漏西の如きは西曆千八百九十六年六月三日の法律を以て穀倉建設の爲め約百五十萬圓を補給するに至れり而して獨人は穀倉の主たる利益を左の四點に歸するが如し

- 一、穀倉に積入れたる穀物は之を精選し、分類し、若くは混交し、外見の好き者と味の好き者を適宜に混淆するが如し
- 二、收穫時期に賣崩を爲すの必要なく、需用に應じ漸次に賣却し以て價格を保つ

の便あり

- 三、積入れたる穀物に對し資金を貸與するを以て農業者の金融を得るの便あり
- 四、穀倉を経て穀物を賣却するを得るを以て中間商人の利得の爲に穀價を高ふするの不利なく且つ運送費を節約するの便あり

是れ吾人の意を得たるものと云ふへし、而して國家の補給は國債を以て之を辨し倉庫より漸次之を辨償せしむるの方法なるか故に之か爲め國民の負擔を重ふする要なく穀倉は其目的を達し西曆千八百九十七年六月更に約百萬圓を補給すべきを決定せり、而して普漏西政府は官廳の爲め要する穀物殊に軍隊に供給すべき穀物、秣草、藁等は直接に生産者より購入する方針を採り大に倉庫の發達を獎勵せり

ザキソン王國も亦大に穀倉組合を獎勵し西曆千八百九十六年十二月ハローレ倉庫組合に十八萬圓を貸付け其發達を促がせり、該組合の定款に據れば組合員の收穫に係る穀物は之を共同に集積し共同に販賣するを目的とし組合は國內に住居を有し農業を營み又は營みたる者を以て組織し隣州に於ける農業組合員を之に

加ふることあり、而して一口の出資は二圓五拾錢にして組合員の一口に對し負擔する保證義務は五十圓と定め、出資の口數は二十口以上百口以下とし、尙ほ所有地十ヘクタール（一ヘクタールは一町二十四步強）毎に出資一口を引受る義務あるものとし、配當は三分半を超ゆるを得ずと規定す、而して組合の業務は左の二點にあり

一、穀物は單に乾燥精選の爲め之を倉庫に送付し、其賣却は各員自ら之を行ひ又は一定の價格以内に於て其販賣を倉庫に委託す

二、穀物の見本を倉庫に送付し、等級及價格の評定を請ひ、現品を納付して倉庫に其販賣を委託す、又は組合員の請求に依り穀物の賣却まで之を質とし、倉庫より金融を爲すこと

等是なり、該組合は西曆千八百九十七年の秋期に於て其業を創めしに同年十月の終に於て既に二十二萬六千圓の賣却を爲し、穀商に賣却するに比し一噸に付き圓乃至三圓高にて賣却するの好果を收めたり、而して同年の終までに組合員は二百九十一人となり、出資口數は三千八百九十九箇となり、爾來非常の盛況を呈せり

右の外サギン王國には農業に關する購買販賣の組合あり、其有名なる者の一はロウハウの購買販賣組合なりとす、該組合は總ての農産物殊に穀物の販賣及農業若に必要なる物品の購買を以て目的と爲し、組合員の耕作する土地の二ヘクタールに付二圓五十錢を以て出資の割合と爲し、出資一口に對する保證責任額は二十五圓までとす、而して組合員は其販賣せんと欲する穀物の百分の八十は之を組合倉庫に寄託するの義務あるものとす、販賣は左の三方法に據る

一、組合倉庫に販賣する事

二、藏敷を支拂ひ倉庫に穀物を寄託し置き、好機を見て之を賣却する事

三、倉庫の媒介に依り直接に消費者に販賣する事

是れ皆農業者の利益を保護し、中間商賈壟斷の弊を絶ち、延ひて消費者の利益となるものにして、大に吾人の意を得たるものと云ふべし、今其定款の要旨を示せば左の如し

一、農業者の爲め其需用品を精選し、最も廉價にて之を供給する事

二、組合員の寄託品は成るべく高價に之を賣却する事

組合の理事は受渡の時日場所を定め授受を執行す、検査の上品質劣等又は量目欠
 欠ある者は提供者より之を賠償せしむ、販路は第一に其場所附近の軍隊を目的と
 爲し組合員には如何なる農産物が最も需用多きかを絶へず注意す
 販賣は現金を元則とし掛賣を許さず、組合の費用は販賣代價より之を支辨し其餘
 は寄託者へ交付す

穀物寄託者へは總會の決議に依り寄託物の見積代價の三分の二以内を融通する
 ことを得、寄託者若し貸付組合と關係ある者なるときは倉庫は先づ此組合に貸付
 し組合より當人に轉貸す

又ノイビードに於けるライフアイゼン式の穀物販賣組合の模範定款は左の如し

- 一、組合員は其收穫したる穀物を共同に販賣し其相場の關係を利用することを
 得
- 二、穀物寄託者には其需用に依り見積代價の幾分を貸付することを得
- 三、穀物の種類を一定地域に依るし販賣を便にする爲め種穀の販賣を爲す事
- 四、總會の決議に依り穀物以外の産物を取扱ふことを得

而して組合員は其組合地域内にて收穫したる穀物及組合の取扱ふ農産物は之を
 組合に送附するの義務を有す

此組合は金錢の取引に於ては別組合及別組合を経て獨逸國農業組合聯合大會と
 聯絡す、而して組合の純益は其一部を準備金の積立及負債の償却に宛て其餘は組
 合員に其取引高に應じて割賦す又模範營業規定は左の如し

- 一、寄託穀物は之を組合にて購買し又は寄託者の所有として之を保存す
- 二、寄託穀物は之を精選器に掛け品質に依り之を分類し量目を秤定して倉庫假
 證書を寄託者に交付す
- 三、精選器に依り排斥せられたる穀物は之を送致者に返付す
- 四、精選器の穀物中より見本として若干を採集し罐中に封鎖し番號を付して保
 存し一定の期日に於て理事及ライフアイゼン社代表者立會の上其品等を査
 定し等級は三級あり之を倉庫の預證書に記入して穀物寄託者に交付す
- 五、品等定まりたるときは組合にて之を購買し其代價を支拂ひ又は寄者の望に
 依り穀物を保存するときは其代價の三分の二は之を貸付することを得但利

子は普通金貨業の率より百分の一の四分の一多きを原則とす
七 寄託品を組合の所有に移すの時期は寄託者の随意たるべし但し事業年度を
超るを得ず

八 組合員は收穫の全部を倉庫へ納付するの義務を有し組合の承諾なしに之を
他組合の外なりに賣却することを得ず之に反する者は「セントネル」十三貫
七百二十一匁餘に付二十五錢の科料に處せられ情重き者は除名せらる
九 雜費支辨の爲め寄託者は「セントネル」毎に五厘を拂込むべし
十 「ライプアイゼン」社は組合に代り一切の倉庫事務を處理し其費用を受け年度
末に於て精算を爲す

ボメラニヤ州に於ても穀倉は頻りに設立せられステツチンに中央倉庫を設け各
地の小倉と連絡を爲し系統的組織を以て進行しつつあり

ウオルム穀物販賣組合は西曆千八百九十五年に設立せられ有限責任組合にして
各組合員の出資額は之を五十圓とし保證責任額は二百五十圓までとす而して組
合員の寄託穀物は品質に由り之を第一第二第三の等級に分ち検査上不合格品は

之を返戻するを通例とす然れとも時として寄託者の責任にて別に之を貯積する
ことあり

減量補填及諸費用の爲め寄託穀物百キロに付き「キロ」二百六十六匁餘又は賣却
代價の百分の一を徴收す而して組合員は見積り代價の三分の二又は四分の三を
倉庫より借用することを得利子は時々倉庫の定むる所に依るものとす此組合の
業務は共同貯積共同販賣及組合員に資金を融通することにして其他軍隊に穀物
を供給することを以て主眼とす組合員は其收穫物の幾分は必ず倉庫を経て販賣
し又は倉庫へ賣渡すの義務を有す然るに此組合は不幸にして失敗に終れり其理
由は組合は自ら倉庫を有せずウオルム市の倉庫を借用し組合員は農商より成立
し其間利害衝突せしに由る此類の組合は必ず利害を一にする農業者に限り自己
の倉庫を有すべきは論を俟たず

獨逸に於ける農業獎勵に關する諸機關の發達斯の如く進んで西曆千八百九十
年ノイビードに於て獨逸中央生産及販賣組合設立せられ總ての生産及販賣組合
例へば葡萄組合牛乳組合及家畜組合の如きも之に加入することを得べく又一個人

人たる農業者及農業關係の會社も加入することを得るものとせり元來販賣組合の多數は有限責任なるが故にノイビードに於ける産業組合中央金庫の定款に依るときは之と信用取引を開始するを得ず(ライファアイゼン)式の組合は各個の組合も聯合組合も悉く無限責任なり従ひて従前販賣組合は金融上にて不便を受けたりしも此の中央組合の設立に依り其媒介を以て該倉庫に對し取引を開始することを得ることとなり

中央組合は其活動を獨逸全國に及ぼすものにして此目的の爲に各地に支部を置き同一の事業を行はしむ組合の目的は生産物を最高價に販賣するにあり此の目的の爲に組合員の販賣する生産の種類及供給時期を報告せしめ之を中央に蒐集して其の購賣者を搜索す

組合員は各出資一口五十圓に對し千圓の保證責任を負担するの義務あり出資一口の金額は五十圓にして其全額を拂込むべきものとす一組合員の出資口數は五百口を最高限度と爲す

是れ獨逸人民が農業獎勵の爲め計畫する所にして探て以て餘師とするに足れり

今哉我國大戰の後を享ケ新紀發展の機運に向ひ國富の發達を要する甚た急なり而して其之を求むる尙ほ農業に待つ者多し前記の事例江湖參考の一助となるを得は幸甚太し

〔第五〕四六〇頁表ノ追加

四五五 第二十九表

西曆一九〇九年

一	月	二、一九	七	月	二、二二
二	月	二、四四	八	月	二、一三
三	月	二、七三	九	月	二、九七
四	月	二、〇五	十	月	三、九一
五	月	二、二八	十一	月	四、四六
六	月	二、九四	十二	月	四、三三

〔第六〕

西曆千九百九十年に於ける米合衆國の信託會社

會社數		西曆一九〇八年	同一九〇九年
株券及債券	八九五、五〇九、〇六二	一、〇七四、二六七、七一八	
定期貸及抵當貸	二、〇二四、二三三、七六九	二、三四五、〇二八、一九七	
手許有金及銀行預入金	八一〇、四七五、六三三	一、〇〇〇、二一六、八四六	
不動產	一一八、七六一、四一八	一四三、三七九、二二六	
其他資産	六八、四六二、四七五	四七、四八〇、二八四	
合計	三、九一七、四四二、三五六	四、六一〇、三六九、二七三	
資本金	四一〇、七九二、四九一	四一五、四二七、五〇三	
積立金及益金	四九一、一九七、一九三	五〇二、五二三、五〇〇	
預金	二、七八七、五〇三、一二六	三、四二三、七九〇、七三四	
銀行より借	一二五、九〇二、一七四	一四四、〇三七、八五九	
其他の債務	一〇二、〇四七、四六九	一二四、五八九、六七六	
計	三、九八九、四四二、三五六	四、六一〇、三六九、二七三	

詳細は北米合衆國不動産信託會社西曆千九百〇九年報告に據るべし
 合衆國紐育州に於ける信託會社景況
 西曆一九一〇年一月一日

預金 一、六〇四、二〇三、七二七
 現金所有高 一四二、三二八、五〇七

財政と金融坤の附錄終

明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 三三三三三三三三
 十十十十十十十十
 八八七六五五四四
 年年年年年年年年
 十二九九二九六二
 月月月月月月月月
 一二十廿二十廿十
 一十五五十八十三
 日日日日日日日日
 訂訂訂訂訂訂訂訂
 正正正正正正正正
 增增增增增增增增
 補補補補補補補補
 十九八七六五四三
 版版版版版版版版

明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 四四四四四四四三
 十十十十十十十九
 三三二二一一十九
 年年年年年年年年
 十五九三九五五五
 月月月月月月月月
 一十五一十十二一
 五五五五五七十
 日日日日日日日日
 訂訂訂訂訂訂訂訂
 正補正正正正正正
 改改改改改改改改
 版訂版補版補版補
 二十九十七十十十
 九八七六五四三二
 版版版版版版版版



製布版十二第
 圖五金價定册二全

印 刷 所
 印 刷 者
 發 行 者
 著 者


青 木 弘
 森 山 章 之 丞
 田 尻 稻 次 郎
 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
 株式會社 秀英舎第一工場
 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

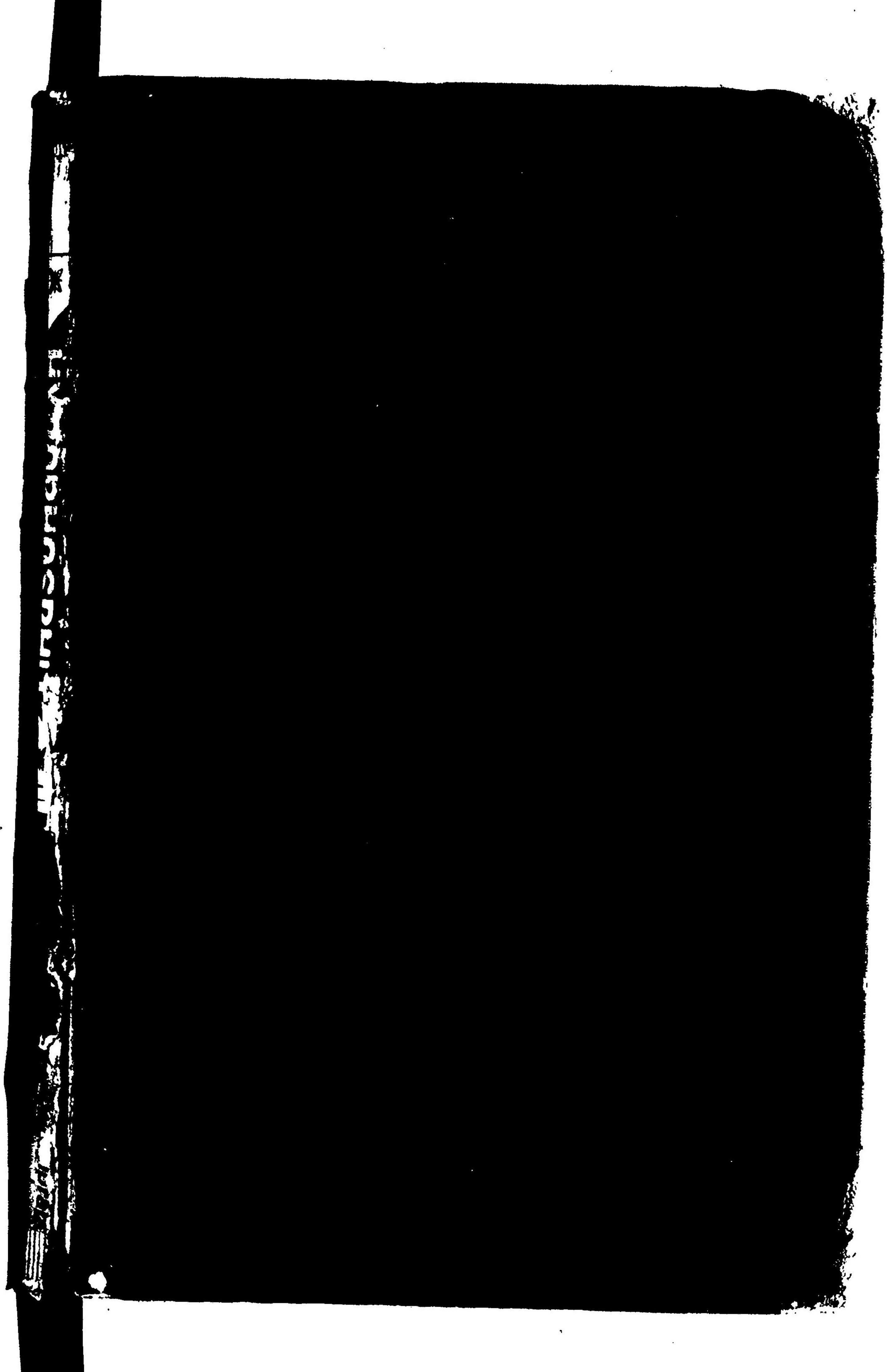
發 兌

東京市神田區表神保町二番地
 振替貯金口座第一三五番

同 文 館

大 所 賣
 東京 神田 區 東 京 堂
 大阪 東區 實 文 館
 神戶 市元町 實 文 館
 東京 早稻田 同文館支店
 大阪 北區 盛 文 館
 朝鮮 京城 日 韓 書 房





91
147

